翻　訳

訳注大越史記全書（5）趙紀

平　塚　順　良*

（受付　2023 年 4 月 28 日）

【原文 1】

「大越史記外紀全書」巻之二①

趙紀

武帝　在位七十一年，壽一百二十一歲。

（趙氏因秦衰亂，殺秦長吏，據有嶺南之地，稱帝，與漢抗衡，享國傳祚，百年而後亡，亦英雄之主也）

姓趙，諱佗，漢眞定人也②。建都番禺（今在廣東是也）。

甲午，元年（秦二世三年）帝併有林邑・象郡之地，自立爲南越王③。

乙未，二年（西楚霸王項籍元年，漢王劉邦元年④）是歲，秦亡。

丁酉，四年（楚項籍三年，漢劉邦三年）冬十月晦，日食⑤。

十一月晦，日食⑥。

戊戌，五年（楚項籍四年，漢劉邦四年）秋七月，有星孛于大角⑦。

己亥，六年（漢高帝五年）春二月，漢王卽皇帝位⑧。是歲，西楚亡⑨。

癸卯，十年（漢高帝九年）帝令二使典主交趾・九眞二郡⑩。

乙巳，十二年（漢高帝十一年）漢旣定天下，聞帝亦已王越，因遣陸賈往拜帝爲南越王，授璽綬⑪，剖符通使，使和集百粤，毋爲寇災⑫。使者至，帝踞見賈。賈曰「王本漢人，親戚・墳墓皆在于漢。今反本俗，欲據於此，與漢抗衡爲敵，豈不謬哉。且夫秦失其鹿，天下共逐之⑬。惟漢帝寬仁愛人⑭，民皆樂從。起豐沛，先入關，據咸陽，攘除兇醜，五年之間，撥亂反正⑮，平定四海，此非人力，殆天與也。漢帝聞王王此，常欲一決勝負，以百姓新勞苦，故罷之。遣使奉其印綬遺王，王宜郊迎拜謁，示其敬也。今旣不然，備禮見之，可也。奈何自恃百粤之衆，慢易天子使者。天子聞之，發兵問罪，則王將如之何」。帝蹶然興起曰「居此日久，殊失禮義」。因問賈曰「我與蕭何・曹參孰賢」。曰「王自賢」。又問「我與漢帝孰賢」。賈曰「漢帝繼五帝三王之業，統理乎漢，人以億萬計，地方萬里，物殷民富，政由一家，開闢以來未之有也。今王衆不過十萬，雜處山海間⑯，譬如漢一郡也。何乃比於漢」。帝笑曰「吾恨不起於彼，何遠不若

* 広島修道大学

漢」。賈默然色沮。乃留賈居數月，曰「越中無足與語。至生來，令我日聞所不聞」。賜賈橐中裝直千金。及賈歸，復賜千金⑰（橐中裝，謂以珠寶裝裹，入囊橐中⑱）。

【和訳 1】

「大越史記外紀全書」巻二①

趙の時代

武帝　在位期間は七十一年間，その天寿は百二十一歳であった。

（趙佗は秦の衰退と混乱に乗じて，秦の長吏を殺害し，嶺南の地を拠点として，皇帝を名乗った。漢に対抗して，帝位にのぼり帝位を伝え，百年の後に滅んだ。英雄と讃えるべき君主であった）

姓は趙，諱は佗，漢は真定の人物である②。番禺（現在は広東に属している）に都を置いた。

〘前207〙甲午，武帝の元年（秦の二世の三年）武帝は林邑・象郡を併合し，自立して南越王となった③。

〘前206〙乙未，武帝の二年（西楚の覇王こと項籍の元年，漢王の劉邦の元年）この年，秦が滅亡した。

〘前204〙丁酉，武帝の四年（楚の項籍の三年，漢の劉邦の三年④）冬十月の末日，日食がおきた⑤。

十一月の末日，日食がおきた⑥。

〘前203〙戊戌，武帝の五年（楚の項籍の四年，漢の劉邦の四年）秋七月，大角に彗星が現れた⑦。

〘前202〙己亥，武帝の六年（漢の高帝の五年）春二月，漢王が帝位に即いた⑧。この年，西楚が滅亡した⑨。

〘前198〙癸卯，武帝の十年（漢の高帝の九年）武帝は，二人の使者に交趾・九真の二郡を管轄させた⑩。

〘前196〙乙巳，武帝の十二年（漢の高帝の十一年）漢が天下を平定したが，武帝も越の地に君臨しているという話だった。そこで陸賈を派遣して，武帝を南越王に任命し，その印綬を授けることにした⑪。割符をそれぞれ持ち合い，使者をたがいに往来させ，百越の人々を団結させて，国境で動乱を起こさせないようにするためである⑫。使者が到着すると，武帝は足を投げ出したまま陸賈に面会した。陸賈は言った「王様はもともと漢人であったはずで，親戚もお墓も漢の地にございます。いま旧習に背いて，この地を根城にし，漢に対抗し敵対しようとするのは，間違いではございませんか。それに，秦がその鹿（帝位）をとり逃がし，天下の人々がみなそれを追いかけた時⑬，漢帝は寛仁で人々を愛護したので⑭，人民はみな悦んでつき従いました。漢帝は，豊沛から身を起こし，誰よりも先に関所を突破し，咸陽を占拠しました。悪党を駆逐し，五年間で乱世を治めて正しい道へ戻し⑮，天下を平定しました。これは人の力のなせる業（わざ）ではなく，おそらく天賦のものでしょう。漢帝は，王様がこの地に君

臨していると聞き，一度勝負をつけねばならないと常に思っておりましたが，そうすれば万民がまた新たに労苦をなめることになると，思い止まられました。そこで印綬を王様に届けるため使者を派遣なさったのです。王様は郊外まで迎えに出て拝謁し，敬意を示すべきでした。現にそうしなかったわけですが，それでも礼節を弁えて面会すれば，まだよかったのです。それがどうして百越の民衆をかさに着て，天子の使者を侮るようなまねをなさるのですか。天子がこのことを耳にすれば，軍隊を送って王様を征伐に参りますぞ。王様どうなさいますか」。武帝はあわてて立ち上がると「ここに居座ってもう長くなるので，全く礼儀というものを失念しておりました」と答えた。そこで武帝は陸賈に訊ねた「わたしと蕭何・曹参では誰が優れているかね」。陸賈は答えた「もちろん王様でございます」。武帝はさらに訊ねる「ではわたしと漢帝ではどちらが優れているかね」。陸賈は答えた「漢帝は五帝三王の大業を継承し，漢を統治しておられます。人口は億万を数え，国土は万里に及び，物資は豊富で人民は裕福，政治は漢帝一族が支配しています。こんなことは天地開闢以来あった例がございません。いま王様の群衆は十万に過ぎず，しかも山と海に挟まれた場所で百越の民と雑居しており⑯，たかが漢の郡ひとつのようなもの。漢と比べものになるわけがありません」。すると武帝は笑って言った「私がそちらで身を起こしてさえいれば，漢に全く敵わないこともなかったね」。陸賈は黙り込んで顔色を失った。武帝は陸賈を引き留めて数か月滞在させた。武帝は言った「越の地には共に語り合える人物はいない。あなたがいらっしゃって，わたしは毎日聞いたことのない話を聞くことができた」。そして陸賈に袋の中にしまった値打ち千金の品物を与えた。陸賈が帰路に就く際，また千金を与えた⑰（橐中装とは，珠宝を包装する，袋の中に入れることである⑱）。

【注 1】

①大越史記…　陳本は大越史記全書外紀につくる。正和本・孫本は大越史記外紀全書につくる。正和本にしたがう。

②姓趙…　『史記』南越列伝に「南越王尉佗者，真定人也，姓趙氏【索隠】尉他。尉官也。他名也。姓趙（南越王の尉佗は，真定の人なり。姓は趙氏なり【索隠】尉他。尉は官なり。他は名なり。姓は趙なり）」とある。

③帝併有…　『史記』南越列伝に「秦已破滅。佗即撃并桂林象郡，自立為南越武王（秦已に破滅す。佗即ち撃ちて桂林・象郡を并せ，自立して南越の武王と為る）」とある。

④項籍　正和本は西楚覇王□□元年として二字を欠く。陳本は他本によって二字を補い西楚覇王項籍元年とする。孫本は西楚覇王元年とする。陳本にしたがう。

⑤冬十月晦…　陳本・正和本は日食につくる。孫本は月食に誤る。『漢書』五行志下之下に「高帝三年十月甲戌晦，日有食之（高帝の三年十月甲戌の晦，日 之を食する有り）」とある。

⑥十一月晦… 『漢書』五行志下之下に「十一月癸卯晦，日有食之（十一月癸卯の晦，日 之を食する有り）」とある。
⑦秋七月… 『漢書』五行志下之下に「高帝三年七月，有星孛于大角（高帝の三年七月，星有りて大角に孛す）」とあり，武帝の四年〖前204〗のこととする。陳本がすでに指摘している。
⑧漢王即… 『漢書』高帝紀下に「謹択良日二月甲午，上尊号。漢王即皇帝位于汜水之陽（謹んで良日を択び二月甲午，尊号を上る。漢王 皇帝の位に汜水の陽に于いて即く）」とある。
⑨西楚亡 『漢書』高帝紀下の五年十二月に「楚地悉定，独魯不下（楚地悉く定まり，独り魯下らず）」とある。
⑩帝令二使… 『史記』南越列伝の索隠に「姚氏案，『広州記』云，…後南越王尉他攻破安陽王，令二使典主交阯・九真二郡人（姚氏案ずるに，『広州記』に云わく，…後に南越王の尉他 安陽王を攻め破り，二使をして交阯・九真二郡の人に典主たらしむ）」とある。
⑪授璽綬 『漢書』高帝紀下に「使陸賈即授璽綬，它稽首称臣（陸賈をして即きて璽綬を授けしむ，它 稽首して臣を称す）」とある。
⑫剖符通使… 『史記』南越列伝に「漢十一年，遣陸賈因立佗為南越王，与剖符通使，和集百越，毋為南辺患害（漢の十一年，陸賈を遣わして因りて佗を立てて南越王と為し，与に符を剖きて使を通じ，百越を和集して，南辺の患害を為す毋からしむ）」とある。
⑬秦失其鹿… 『史記』淮陰侯列伝に「秦失其鹿，天下共逐之，於是高材疾足者先得焉（秦 其の鹿を失い，天下共に之を逐う，是に於いて高材疾足なる者先ず得る）」とある。
⑭愛人 陳本・正和本は愛人につくる。孫本は受人に誤る。
⑮撥乱反正 『春秋公羊伝』哀公十四年に「撥乱世，反諸正，莫近諸『春秋』（乱世を撥めて，諸を正しきに反すは，『春秋』より近きは莫し）」とある。また『史記』高祖本紀に「群臣皆曰，高祖起微細，撥乱世反之正，平定天下，為漢太祖，功最高（群臣皆な曰わく，高祖は微細より起り，乱世を撥め之を正しきに反し，天下を平定し，漢の太祖と為り，功最も高し）」とある。
⑯雑処 『漢書』高帝紀下に「前時秦徙中県之民南方三郡，使与百粤雑処（前時 秦は中県の民を南方三郡に徙し，百粤と雑処せしむ）」とある。
⑰漢既定… この武帝の十二年〖前196〗の記事は，『史記』陸賈列伝の内容を一部語句を改変しながらなぞる。
⑱橐中装… 『史記』陸賈列伝に「賜陸生橐中装直千金【集解】張晏曰，珠玉之宝也。装裹也【索隠】謂以宝物装裹以入囊橐也（陸生に橐中の装 直 千金を賜う【集解】張晏曰わく，珠玉の宝なり。装は裹なり【索隠】謂うこころは宝物を以って装い裹む，以って囊橐に入れるなり）」とある。装裹について，陳本・正和本・孫本は装裹につくる。越史の注は「橐中装，謂以珠宝装裹入囊橐也（橐中装，謂うこころは珠宝を以って装い裹み囊橐に入れるなり）」として装裹につくる。装裹に改める。

【原文 2】

丙午，十三年（漢高帝十二年）夏四月，漢帝崩①。

庚戌，十七年（漢惠帝盈四年）夏，漢立原廟于渭北②。

癸丑，二十年（漢惠帝七年）春正月朔，日食③。

夏五月，日食旣④。

秋八月，漢帝崩⑤。

乙卯，二十二年（漢高后呂雉二年）夏六月晦，日食⑥。

丁巳，二十四年（漢高后四年）漢禁南越關市鐵器。帝曰「高帝立我，通使共器物。今高后聽讒臣，別異漢越器物。此必長沙王計，欲倚漢威德，圖我國而并王之，自爲功也⑦」。

戊午，二十五年（漢高后五年）春，帝卽皇帝位，發兵攻長沙，敗數郡而還⑧。

庚申，二十七年（漢高后七年）漢使隆慮（音林閭）侯周竈擊南越，以報長沙之役。會暑濕，大疫，遂罷兵。帝因此以兵威・財物招撫閩越・西甌貉（卽交趾・九眞），皆從屬焉。東西萬餘里，御黃屋・左纛，稱制與漢竝⑨。

辛酉，二十八年（漢高后八年）秋七月，高后崩，諸大臣迎立代王恆，是爲文帝⑩。

壬戌，二十九年（漢文帝恆元年）漢帝爲帝親塚在眞定者置守邑，歲時奉祀。召其昆弟爲尊官，厚賜之。問宰相陳平，擧可使越者。平言「陸賈先帝時曾使越」。漢帝召賈爲太中大夫，謁者一人爲副使，往遺帝書，曰「謹問南越王甚苦心勞意。朕，高帝側室之子也。棄外，奉藩于代。道里遼遠，壅蔽樸愚，未嘗致書。高皇帝棄群臣，孝惠皇帝卽世，高后自臨事，不幸有疾，諸呂擅權爲變，不能獨制，乃取他姓子，爲孝惠皇帝嗣。賴宗廟之靈・功臣之力，誅之已畢。朕以王侯吏不釋之故，不得不立，今卽位。乃者聞王遺將軍隆慮侯書，求親昆弟，請罷長沙二將軍。朕以王書罷將軍博陽侯。其親昆弟在眞定者，已遣人存問，修治先人塚。前日聞王發兵於邊，爲寇災不止，長沙苦之，南郡尤甚。雖王之國，庸獨利乎。必多殺士卒，傷良將吏，寡人之妻，孤人之子，獨人父母，得一亡十，朕不忍爲之也。朕欲定地犬牙之相制者⑪，以問吏。吏曰“高皇帝所以界長沙者，王之地也。不得擅變焉。今也得王之地，不足以爲大。得王之財，不足以爲富。服嶺以南，王自治之”⑫，雖然王之號爲帝，兩帝竝立，亡一乘之使以通其道，是爭也。爭而不讓，仁者不爲也。願與王分棄前惡，終今以來，通使如故。故使陸賈往馳諭告王以朕本意，王亦受之，毋爲寇災矣。因以上褚五十衣・中褚三十衣・下褚二十衣遺王，願王聽樂消憂，存問隣國」。賈至，帝謝曰「謹奉詔爲藩王，長供職貢」。於是下詔曰「朕聞兩雄不俱立，兩賢不竝世。漢皇帝，賢天子。自今去帝制黃屋・左纛」。因爲書稱「蠻夷大長老夫臣佗昧死再拜⑬，上書皇帝陛下，老夫故越吏也。高帝賜璽綬，以爲南越王。孝惠皇帝卽位，義不忍絕，所賜老夫者甚厚。高后用事，別異華夷，出令曰“毋予南越金鐵田器。馬牛羊卽予，予牡，毋予牝”。老夫處僻，馬牛羊齒已長⑭。自以祭祀不修，有死罪，使內使潘・中尉高・御史平凡三輩上書謝過，皆不反。又風聞老夫父母墳墓已壞削，兄弟宗族已誅泯，故吏相議曰“今

內不得振於漢，外無以自高異於吳”⑮，故更號爲帝，自帝其國，非敢有害於天下。高皇后聞之大怒，削去南越之籍，使使不通。老夫竊疑長沙王讒譖，故發兵以伐其邊。老夫處越四十九年⑯，于今抱孫焉。然夙興夜寐⑰，寢不安席，食不甘味，目不視靡蔓之色⑱，耳不聽鍾鼓之音者⑲，以不得事漢。今陛下幸哀憐，復故號，通使如故。老夫死骨不朽，改號不敢爲帝矣。謹因使使者，獻白璧一雙・翠羽千尾⑳・犀角十座・紫貝五百・桂壼一器㉑・生翠四十雙・孔雀二雙，昧死再拜㉒，以聞皇帝陛下」。陸賈得書還報，漢帝大悅。自是南北交好弭兵，民得休息矣㉓。

【和訳２】

〖前195〗丙午，武帝の十三年（漢の高帝の十二年）夏四月，漢の高帝が崩御した①。

〖前191〗庚戌，武帝の十七年（漢の恵帝こと劉盈の四年）夏，漢が原廟を渭北に建てた②。

〖前188〗癸丑，武帝の二十年（漢の恵帝の七年）春正月の一日（ついたち）に，日食がおきた③。

夏五月，皆既日食がおきた④。

秋八月，漢の恵帝が崩御した⑤。

〖前186〗乙卯，武帝の二十二年（漢の高后こと呂雉の二年）夏六月の末日，日食がおきた⑥。

〖前184〗丁巳，武帝の二十四年（漢の高后の四年）漢は南越と鉄器を交易することを禁止した。武帝は言った「高帝はわたしを位につけ，使者をやりとりし，共通の道具を使用するようにした。いま高后は佞臣（ねいしん）の言うことを聴いて，漢・越の道具を分けようとした。これはきっと長沙王の計略に違いない。漢の威徳をかさに着て，わが国を狙い，併呑して王になり，自分の手柄にしようとしているのだ」⑦。

〖前183〗戊午，武帝の二十五年（漢の高后の五年）春，武帝が帝位に即（つ）いた。出兵して長沙を攻撃し，数郡を打ち負かして凱旋した⑧。

〖前181〗庚申，武帝の二十七年（漢の高后の七年）漢は隆慮（リョと発音する）侯の周竈（しゅうそう）に南越を攻撃させ，長沙の戦いの報復を試みた。蒸し暑さに直面し，疫病が流行して，とうとう進軍を諦めた。武帝はこの機に乗じて，閩越や西甌駱（交趾・九真のことである）を兵力で威圧したり，財物で手懐けたりして，みな従属させた。領土は東西万余里に及び，黄絹（ほっけん）の幌（ほろ）・左纛（さとう）の旗を立てた皇帝用の車を乗り回し，その命令を「制（みことのり）」と呼び，漢と肩を並べた⑨。

〖前180〗辛酉，武帝の二十八年（漢の高后の八年）秋七月，高后が崩御した。諸大臣は，代王の恒を迎え入れて擁立し，これが文帝となった⑩。

〖前179〗壬戌，武帝の二十九年（漢の文帝こと劉恒の元年）漢帝は，武帝の父母の墓が真定にあることから，墓守（はかもり）に土地を与えて住まわせ，季節ごとに祭祀をいとなませるようにした。また武帝の兄弟を召し出して高い官位と手厚いほうびを与えた。そして宰相の陳平に下問して，越に使者として派遣すべき人物を推薦させた。陳平は「陸賈なら先帝の時代に越へ使い

したことがございます」と答えた。漢帝は，陸賈を召し出して太中大夫に任命し，謁者一人を副使として，武帝に書簡を届けさせた。その書簡にはこうあった「謹んで南越王に問い合わせる。苦労が絶えないことと思う。朕は，高帝の側室の子として生まれた。都の外に打ち棄てられ，代の地で藩屏としての役割を果たしていた。道のりがとても遠いのと，愚鈍な性格のせいで目配りが効かず，これまで書簡を出さなかった。高皇帝が群臣を見棄ててみまかり，孝恵皇帝もこの世を去り，高后がみずから政治に臨まれたが，不幸にも病に侵されてしまった。呂氏の一族が権力を握り騒乱を起こしたが，独裁に失敗した。そこで劉姓でない子供を連れて来て，孝恵皇帝の後継ぎに仕立て上げた。宗廟の祖霊のご加護と功臣の助力によって，彼らの誅殺も完了した。朕は国王・諸侯・官吏が許さないので，立たざるを得なくなり，即位した。以前に聞いたのだが越南王は，将軍の隆慮侯に書簡を送り，実の兄弟を捜し求め，長沙の二将軍を撤退させるように頼んだとのこと。南越王からの書簡のとおり，朕は将軍の博陽侯を撤退させた。また真定にいたそなたの実の兄弟については，すでに人を手配して安否を確認したし，祖先の墓も補修させた。先日耳にしたところでは南越王は，軍隊を国境にくり出して，侵略をおこなって止めず，長沙はこのために苦しみ，南郡の被害がもっとも甚だしかったという。南越王の国とて，ひとりだけうまみを享受できるわけがないであろう。かならず多く兵士を死に追いやり，良将・良吏を傷つけ，人の妻を寡婦にし，人の子を孤児にし，人の父母を子無しにし，一を手に入れて十を失う所業のはず。朕はこんな事をするのは耐えられない。朕は国境地帯で，犬の牙のように互いに牽制し合っている土地を確定させたいと考え⑪，官吏に下問した。官吏が説くには“高皇帝が長沙を介在させたのは，南越王の土地があるためです。軽々しく改変を加えるべきではありません。いま，南越王の土地を手に入れたところで，広大という程でもありません。南越王の財宝を手に入れたところで，豊富という程でもありません。服嶺以南は，南越王みずからに統治させたらよろしいでしょう”とのことだった⑫。しかし，南越王は皇帝を名乗った。二人の皇帝が並び立つ事態ともなれば，車ひとつで使者をやりとりする機会もなくなり，これは紛争だ。紛争になって譲歩しないのは，仁者のすることではない。どうか南越王とはこれまでのわだかまりを互いに清算して，これからは使者を以前のように往来させたいものだ。そこで陸賈を向かわせて朕の本意を南越王に諭告することにした。南越王としてもこれを受け入れて，侵略をおこなわないように。上綿衣を五十着・中綿衣を三十着・下綿衣を二十着，南越王へ贈ろう。どうか音楽を聴いて気を晴らし，隣国を慰問してくれるように」。陸賈が到着すると，武帝はこうお礼を申し上げげた。「謹んで詔をうけたまわり，藩屏の王として，永遠に朝貢をおこないます」。そこで武帝はこう詔を下した「朕はこう聞いている，両雄は並び立たず，両賢は同時に現れないと。漢の皇帝は，賢天子である。今後は皇帝のしるしである黄絹の幄・左纛の旗は用いないこととする」。武帝は書簡をしたためて「蛮夷の頭目・老いぼれの臣下，佗は死罪を覚悟

して二度拝礼いたし⑬，皇帝陛下に奏上いたします。この老いぼれは，もと越の地で小役人を務めていましたが，高帝から印綬を頂戴し，南越王にしていただきました。孝恵皇帝が即位なさると，見棄てるのは忍びないと，この老いぼれに厚く褒美を下さいました。高后が政権を握ると，中華と蛮夷とを区別し，命令を下し“南越に銅鉄製の農機具を与えるな，馬・牛・羊はたとえ与えるにしてもオスを与え，メスを与えるな”とおっしゃいました。この老いぼれは僻地におり，馬・牛・羊もすっかりよぼよぼになってしまいました⑭。祭祀もおこなわず，死罪に相当するだろうと思い，内使の藩・中尉の高・御史の平と合計三名を遣わして奏上し，過(あやま)ちを謝罪しましたが，誰も帰って来ませんでした。また風の噂で，この老いぼれの父母の墓はもう破壊され，兄弟や一族の者も誅殺されたと耳にしました。役人たちは相談して“いま，国内に目を向けると漢朝での立場は悪く，国外に目を向けても呉地より優勢な部分とてありません⑮”と言いました。そこで称号を帝と改めましたが，この国で皇帝となったのは，天下に危害を加えようと思ったからではありません。高皇后はこの出来事を聴いて大変ご立腹になり，南越を臣下から除籍し，使者のやりとりを止めてしまいました。この老いぼれは長沙王が中傷したのではと疑い，軍隊を出動させてその国境を攻撃しました。この老いぼれは越の地に居座ること四十九年になり⑯，今では孫をかかえる年齢になりました。しかし朝は早く起き夜は遅く寝⑰，寝ても敷き物の上で安穏とせず，食事をしても美味いと思わない，美女の色香に目もくれず⑱，妙なる音楽も聴かないのは⑲，ひとえに漢に仕えることができないからでございます。いま陛下が幸いにも憐れみをお垂れ下さり，これまでの王号に戻してくださり，使者のやり取りも復旧させてくださいました。この老いぼれが死んで骨になろうとも，このご恩だけは朽ち果てません。称号を改め皇帝を名乗ることはいたしません。謹んで使者を送り，白璧を一組・カワセミの羽を千枚⑳・犀の角を十本・紫貝を五百個・桂蠹を一個㉑・生きたカワセミを四十つがい・孔雀を二(ふた)つがい献上いたします。死罪を覚悟し二度拝礼いたし㉒，皇帝陛下に申し上げます」とのことであった。陸賈は書簡を受け取って帰還すると，漢帝に報告した。漢帝はたいへんご満悦であった。これ以降，南北関係は友好となり戦火は止み，人民は平穏を手に入れることができた㉓。

【注 2】

①漢帝崩　『史記』高祖本紀に「四月甲辰，高祖崩長楽宮【集解】皇甫謐曰，高祖以秦昭王五十一年生，至漢十二年，年六十二（四月甲辰，高祖 長楽宮に崩ず【集解】皇甫謐曰わく，高祖 秦の昭王五十一年を以って生まれ，漢の十二年に至る，年六十二なり）」とある。

②夏漢立…　『資治通鑑』恵帝四年に「通曰，…願陛下為原廟渭北。…上乃詔有司立原廟。【胡三省注】師古曰，原重也。先已有廟，今更立之，故云重也（〔叔孫〕通曰わく，…願わくは陛下 原廟を渭北に為(つく)らんことを。…上乃ち有司に詔して原廟を立つ。【胡三省注】師古曰わく，原は重な

り。先に已に廟有り，今更に之を立つ，故に重と云うなり）」とある。『大越史記全書』がこの記事を夏の出来事とするのは，『資治通鑑』でこの段の前は三月の記事，この段の後は秋七月の記事であることから推測したのだと思われる。

③春正月朔… 『漢書』五行志下之下に「恵帝七年正月辛丑朔，日有食之（恵帝の七年正月辛丑の朔，日 之を食する有り）」とある。

④夏五月… 『漢書』五行志下之下に「五月丁卯，先晦一日，日有食之，幾尽（五月丁卯，晦に先だつこと一日，日 之を食する有りて，幾ど尽く）」とある。『資治通鑑』恵帝七年に「夏五月丁卯，日有食之，既（夏五月丁卯，日 之を食する有りて，既く）」とある。『大越史記全書』の記載は，『資治通鑑』の方に近い。

⑤漢帝崩 『漢書』恵帝本紀に「秋八月戊寅，帝崩于未央宮（秋八月戊寅，帝 未央宮に崩ず）」とある。

⑥夏六月晦… 『漢書』五行志下之下に「高后二年六月丙戌晦，日有食之（高后の二年六月丙戌の晦，日 之を食する有り）」とある。

⑦漢禁南越… 『史記』南越列伝に「高后時，有司請禁南越関市鉄器。佗曰“高帝立我，通使物。今高后聴讒臣，別異蛮夷，隔絶器物。此必長沙王計也。欲倚中国撃滅南越而并王之，自為功也”（高后の時，有司請いて南越の鉄器を関市するを禁ず。佗曰わく“高帝 我を立てて，使物を通ず。今高后 讒臣に聴き，蛮夷を別異し，器物を隔絶す。此れ必ず長沙王の計なり。中国に倚り南越を撃滅して并せて之に王たり，自ら功と為さんと欲するなり”）」とある。『資治通鑑』はこれを高后四年の出来事とする。

⑧即皇帝位 『史記』南越列伝に「於是佗乃自尊号為南越武帝，発兵攻長沙辺邑，敗数県而去焉（是に於いて佗 乃ち自ら尊号して南越の武帝と為り，兵を発して長沙の辺邑を攻め，数県を敗りて去る）」とある。『資治通鑑』はこれを高后五年の出来事とする。

⑨漢使… 『史記』南越列伝に「高后遣将軍隆慮侯竈往撃之。会暑湿，士卒大疫，兵不能踰嶺。歳余，高后崩，即罷兵。佗因此以兵威辺，財物賂遺閩越・西甌駱，役属焉，東西万余里。迺乗黄屋・左纛，称制，与中国侔【索隠】韋昭云，姓周。隆慮，県名，属河内。音林閭二音（高后 将軍隆慮侯の竈を遣わして往きて之を撃たしむ。暑湿に会い，士卒大いに疫し，兵 嶺を踰える能わず。歳余，高后崩じ，即ち兵を罷む。佗 此に因りて兵を以って辺を威す。財物を閩越・西甌駱に賂遺して，役属せしむ。東西万余里。迺ち黄屋・左纛に乗りて，制を称し，中国と侔し【索隠】韋昭云わく，姓は周。隆慮は，県名なり，河内に属す。音は林閭二音）」とある。この武帝二十七年『前181』の記事は，『大越史記全書』の改変によって，『史記』南越列伝と同様に解釈することはできなくなっている。あくまでも『大越史記全書』の文脈に沿って解釈する。なお『資治通鑑』は，この記事を高后七年のこととする。

⑩高后崩… 『史記』孝文本紀に「高后八年七月，高后崩。九月，諸呂呂産等欲為乱，以危劉

氏，大臣共誅之，謀召立代王（高后の八年七月，高后崩ず。九月，諸呂・呂産等 乱を為し，以って劉氏を危くせんと欲す。大臣共に之を誅し，謀り召して代王を立つ）」とある。

⑪朕欲定…　『漢書』南粤列伝は「朕欲定地犬牙相入者（朕は地の犬牙の相い入る者を定めんと欲す）」として，制を入につくる。

⑫吏曰…　『漢書』南粤列伝に「吏曰“高皇帝所以介長沙土也”。朕不得擅変焉。吏曰“得王之地不足以為大，得王之財不足以為富，服領以南，王自治之”（吏曰わく“高皇帝の長沙の土を介する所以(ゆえん)なり”。朕 擅(ほしい)ままに変えるを得ず。吏曰わく“王の地を得るも以って大と為すに足らず，王の財を得るも以って富と為すに足らず，服領以南は，王自ら之を治むべし”）」とある。『大越史記全書』の改変では，吏の発話と文帝の発話を分別する記号（朕・吏曰）が削除されており，『漢書』と同じように解釈することは困難である。『大越史記全書』の文脈に沿って解釈することとし，全体を吏の発話として訳出する。

⑬眛死　陳本は眛死につくる。正和本・孫本は眛死につくる。『漢書』南粤列伝は眛死につくる。正和本にしたがい，眛死とする。

⑭歯已長　『漢書』南粤列伝に「馬牛羊歯已長【注】師古曰，…歯已長，謂老矣（馬牛羊 歯已に長たり【注】師古曰わく，…歯已に長たり，謂うこころは老いるなり）」とある。

⑮今内不…　『漢書』南粤列伝に「今内不得振於漢，外亡以自高異【注】師古曰，振起也（今内には漢に振うを得ず，外には以って自ら高異なる亡し【注】師古曰わく，振は起なり）」とある。『資治通鑑』文帝前元年に「今内不得振於漢，外亡以自高異【胡三省注】言為漢所貶削，不得振起也（今 内には漢に振うを得ず，外には以って自ら高異なる亡し【胡三省注】言うこころは漢の貶削する所と為り，振起するを得ざるなり）」とある。『漢書』『資治通鑑』には，於呉の二字はない。

⑯四十九年　陳本・正和本は四十九年につくる。孫本は四十年に誤る。『漢書』南粤列伝は四十九年とする。

⑰夙興夜寐　『詩経』大雅・抑に「夙興夜寐，洒埽庭内，維民之章（夙に興(お)き夜(よわ)に寐(い)ね，庭内を洒埽す，維(こ)れ民の章(のり)なり）」とある。

⑱靡蔓　陳本は靡蔓につくった上で，越史にしたがい靡曼に改める。正和本・孫本は靡蔓につくる。正和本にしたがい靡蔓とする。『漢書』南粤列伝は靡曼につくる。

⑲寝不安席…　東方朔「非有先生論」（『文選』論一）に，「体不安席，食不甘味，目不視靡曼之色，耳不聴鐘鼓之音（体は席に安んぜず，食は味を甘しとせず，目は靡曼の色を視ず，耳は鐘鼓の音を聴かず）」とある。

⑳翠羽　『漢書』南粤列伝は翡鳥につくる。陳本がすでに指摘している。

㉑桂壺　『漢書』南粤列伝は桂蠹につくる。

㉒眛死　陳本は眛死につくった上で，他本にしたがい眛死に改める。正和本・孫本は眛死に

つくる。正和本にしたがう。
㉓漢帝為帝…　この武帝の二十九年〘前179〙の記事は，『漢書』南粤列伝の内容を，一部語句を改変しながらなぞる。

【原文３】

癸亥，三十年（漢文帝二年）冬十月晦，日食①。

甲子，三十一年（漢文帝三年）冬十月晦，日食②。

十一月晦，日食③。

辛巳，四十八年（漢文帝後元四年）夏四月晦，日食④。

甲申，五十一年（漢文帝七年）⑤夏六月，漢帝崩，詔短喪⑥。

秋九月，有星孛于西方⑦。

乙酉，五十二年（漢景帝啓元年）漢詔令郡國立太宗廟⑧。

丙戌，五十三年（漢景帝二年）冬十一月，有星孛于西方⑨。

丁亥，五十四年（漢景帝三年）春正月，長星出西方⑩。

是月晦，日食⑪。

戊子，五十五年（漢景帝四年）冬十月晦，日食⑫。

癸巳，六十年（漢景帝中元二年）夏四月，有星孛于西北⑬。

秋九月晦，日食⑭。

甲午，六十一年（漢景帝三年⑮）秋九月，有星孛于西北⑯。

是月晦，日食⑰。

乙未，六十二年（漢景帝四年⑱）冬十月晦，日食⑲。

丁酉，六十四年（漢景帝六年⑳）秋七月晦，日食㉑。

時，帝凡遣使如漢，則稱王朝請以比諸侯，於國内則從故號㉒。

戊戌，六十五年（漢景帝後元年㉓）秋七月晦，日食㉔。

庚子，六十七年（漢景帝三年㉕）冬十月，日月皆赤㉖。

十二月，日如紫，五星逆行守太微，月貫天庭中（天庭卽龍星右角。太微宮垣十星，在翌軫之地，天子之宮，五帝之座）㉗。

春正月，漢帝崩㉘。

壬寅，六十九年（漢武帝徹建元二年）春正月晦，日食㉙。

夏四月，有星如日夜出㉚。

癸卯，七十年（漢建元三年）秋七月，有星孛于西北㉛。

九月晦，日食㉜。

甲辰，七十一年（漢建元四年）帝崩，謚武帝㉝。孫胡立㉞（後陳朝封帝爲開天體道聖武神哲皇帝）。

黎文休曰，遼東微箕子不能成衣冠之俗㉟，吳會非泰伯不能躋王覇之強㊱。大舜，東夷人也，爲五帝之英主。文王，西夷人也，爲三代之賢君㊲。則知善爲國者，不限地之廣狹，人之華夷，惟德是視也㊳。趙武帝能開拓我越，而自帝其國。與漢抗衡，書稱老夫，爲我越倡始帝王之基業，其功可謂大矣。後之帝越者能法趙武，固安封圻，設立軍國，交隣有道㊴，守位以仁㊵，則長保境土，北人不得復恣睢也（恣睢，反目貌）㊶。

史臣吳士連曰，傳曰「有大德，必得其位，必得其名，必得其壽㊷」。帝何修而得此哉。亦曰德而已矣。觀其答陸賈語，則英武之成，豈讓漢高。及聞文帝爲帝親塚置守邑，歲時奉祀，及厚賜其昆弟，則又屈於漢。於是宗廟饗之，子孫保之，非以德耶。『易』曰「謙尊而光，卑而不可踰㊸」。帝其以之。

【和訳 3】

〖前178〗癸亥，武帝の三十年（漢の文帝の二年）冬十月の末日に，日食がおきた①。

〖前177〗甲子，武帝の三十一年（漢の文帝の三年）冬十月の末日に，日食がおきた②。

十一月の末日に，日食がおきた③。

〖前160〗辛巳，武帝の四十八年（漢の文帝の後元四年）夏四月の末日に，日食がおきた④。

〖前157〗甲申，武帝の五十一年（漢の文帝の七年⑤）夏六月，漢帝が崩御して，服喪を短縮するよう詔を下した⑥。

秋九月，星が西方できらめいた⑦。

〖前156〗乙酉，武帝の五十二年（漢の景帝こと劉啓の元年）漢は詔を下して郡国に太宗廟を建設させた⑧。

〖前155〗丙戌，武帝の五十三年（漢の景帝の二年）冬十一月，星が西方できらめいた⑨。

〖前154〗丁亥，武帝の五十四年（漢の景帝の三年）春正月，ほうき星が西方に出現した⑩。

この月の末日に，日食がおきた⑪。

〖前153〗戊子，武帝の五十五年（漢の景帝の四年）冬十月の末日に，日食がおきた⑫。

〖前148〗癸巳，武帝の六十年（漢の景帝の中元二年）夏四月，星が西北できらめいた⑬。

秋九月の末日，日食がおきた⑭。

〖前147〗甲午，武帝の六十一年（漢の景帝の三年⑮）秋九月，星が西北できらめいた⑯。

この月の末日に，日食がおきた⑰。

〖前146〗乙未，武帝の六十二年（漢の景帝の四年⑱）冬十月の末日に，日食がおきた⑲。

〖前144〗丁酉，武帝の六十四年（漢の景帝の六年⑳）秋七月の末日に，日食がおきた㉑。

当時，武帝は漢に使者を派遣する際，王朝を名乗って諸侯と同等に扱うよう要請していたが，国内では以前のままの帝号を使用していた㉒。

〖前143〗戊戌，武帝の六十五年（漢の景帝の後元年㉓）秋七月の末日に，日食がおきた㉔。

〘前141〙庚子，武帝の六十七年（漢の景帝の三年㉕）冬十月，太陽と月がどちらも赤かった㉖。

十二月，太陽は茶色くなり，五星は逆行して太微を守り，月は天庭を貫いた（天庭とは龍星の右の角である。太微の垣根である十星は，翼宿と軫宿の地にあって，それは天子の宮廷・五帝の星座である）㉗。

春の正月，漢帝が崩御した㉘。

〘前139〙壬寅，武帝の六十九年（漢の武帝こと劉徹の建元二年）春正月の末日に，日食がおきた㉙。

夏四月，まるで太陽のような星が，夜に現れた㉚。

〘前138〙癸卯，武帝の七十年（漢の建元三年）秋七月，星が西北できらめいた㉛。

九月の末日に，日食がおきた㉜。

〘前137〙甲辰，武帝の七十一年（漢の建元四年）。武帝が崩御した。諡（おくりな）は武帝である㉝。孫にあたる胡が即位した㉞（後に陳朝は武帝に開天体道聖武神哲皇帝の称号を授けた）。

黎文休はこのように述べた。遼東地方は，箕子なくして文明が開化することはなかった㉟。呉会地方は，泰伯なくして王者・覇者と肩を並べる強豪へと躍り出ることはなかった㊱。舜は，東方の片田舎の人物であったが，五帝時代の英明な君主となった。文王は，西方の片田舎の人物であったが，夏・殷・周三代の賢明な君主となった㊲。このことから善政を布いた者は，土地が広かろうと狭かろうと，出自が都会だろうと田舎だろうと関係なく，ただその徳性を天から見込まれたのである㊳。趙武帝は我らが越の地を開拓し，この国で帝王となった。漢に対抗して，書簡では「老いぼれ」と自称したが，我らが越国のために帝王として政権を先導したその功績は大きい。後世，越の地で帝王となった者は，趙武帝のやり方を手本として，国土をしっかと安定させ，軍隊と政権を確立し，隣国と交際するのに礼儀を守り㊴，天子の位を仁政によって保ち㊵，末永く領土を守り，北人が再び横暴（恣睢）を働けないようにしたのだ（恣睢とは，にらむさまを言う）㊶。

史臣の呉士連はこう述べた。ある書物に「偉大な徳を具えていれば，必ずそれにふさわしい地位が得られ，必ずそれにふさわしい名声が得られ，必ずそれにふさわしい長寿が得られる」とある㊷。趙武帝は何を学んでこれを手に入れたのか。それは徳と言うに尽きる。趙武帝が陸賈に返答した言葉を見ると，その英武の充溢は漢の高祖にも劣らない。漢の文帝は，趙武帝の父母の墓のため，墓守（はかもり）に土地を与えて住まわせ，季節ごとに祭祀をいとなませた。また武帝の兄弟に手厚いほうびを賜った。趙武帝はそれを聞いて，漢に屈服した。これによって霊廟の先祖は祭りを享受し，子孫はその繁栄を維持できた。これはひとえに趙武帝の徳のおかげだ。『易』に言う「謙遜の徳をもつひとは，尊い位についてはますますその徳の光を加え，卑（ひく）い位にあれどもその徳のおかげで侮られることはない㊸」。趙武帝はまさにこの態度で臨んだのだ。

【注 3】
①冬十月晦…　『漢書』五行志下之下に「文帝二年十一月癸卯晦，日有食之，在婺女一度（文帝の二年十一月癸卯の晦，日 之を食する有り，婺女の一度に在り）」とあり十一月のこととする。『資治通鑑』文帝前二年・越史も十一月とする。
②冬十月晦…　『漢書』五行志下之下に「三年十月丁酉晦，日有食之，在斗二十二度（三年十月丁酉の晦，日 之を食する有り，斗の二十二度に在り）」とある。
③十一月晦…　『漢書』五行志下之下に「十一月丁卯晦，日有食之，在虚八度（十一月丁卯の晦，日 之を食する有り，虚の八度に在り）」とある。
④夏四月晦…　『漢書』五行志下之下に「後四年四月丙辰晦，日有食之，在東井十三度（後四年四月丙辰の晦，日 之を食する有り，東井の十三度に在り）」とある。
⑤文帝七年　陳本は，他本によって後元の二字を補い，漢文帝後元七年とする。正和本は漢文帝七年とする。孫本は何ら注を附すことなく漢文帝後元七年とする。正和本にしたがう。前段で後元四年と明記しているので，後段では後元を省略したと見なすことができる。
⑥漢帝崩…　『史記』孝文本紀に「後七年六月己亥，帝崩於未央宮。遺詔曰，…其令天下吏民，令到出臨三日，皆釈服（後七年六月己亥，帝 未央宮に崩ず。遺詔に曰わく，…其れ天下の吏民に令す，令到らば出臨すること三日，皆服を釈け）」とある。
⑦秋九月…　『漢書』五行志下之下に「文帝後七年九月，有星孛于西方（文帝の後七年九月，星有りて西方に孛す）」とある。
⑧漢詔令…　『史記』漢興以来将相名臣年表の孝景元年に「立孝文皇帝廟，郡国為太宗廟（孝文皇帝廟を立て，郡国 太宗廟と為す）」とある。
⑨冬十一月…　陳本は孛につくった上で，孛に改める。正和本・孫本は孛につくる。正和本にしたがい孛とする。『漢書』景帝本紀に「二年冬十二月，有星孛于西南（二年の冬十二月，星有りて西南に孛す）」とあり，十一月を十二月とし，西方を西南につくる。
⑩春正月…　『史記』孝景本紀に「三年正月乙巳，赦天下。長星出西方（三年正月乙巳，天下に赦す。長星 西方に出づ）」とある。
⑪是月晦…　『漢書』五行志下之下に「景帝三年二月壬午晦，日有食之（景帝の三年二月壬午の晦，日 之を食する有り）」とあり，二月のこととする。『資治通鑑』景帝前三年は「壬午晦，日有食之（壬午の晦，日 之を食する有り）」として二月であることを明記しない。『資治通鑑』景帝前三年の記述に基づいて誤ったものと推測できる。
⑫冬十月晦…　『漢書』景帝本紀の四年に「十月戊戌晦，日有蝕之（十月戊戌の晦，日 之を蝕む有り）」とある。
⑬夏四月…　『漢書』景帝本紀の中二年に「夏四月，有星孛于西北（夏四月，星有りて西北に孛す）」とある。

⑭秋九月晦…　『漢書』五行志下之下に「中二年九月甲戌晦，日有食之（中二年九月甲戌の晦，日 之を食する有り）」とある。
⑮景帝三年　陳本は，他本によって中元の二字を補い，漢景帝中元三年とする。正和本は漢景帝三年とする。孫本は何ら注を附すことなく漢景帝中元三年とする。正和本にしたがう。前段で中元二年と明記しているので，後段では中元を省略したと見なすことができる。
⑯秋九月…　『漢書』景帝本紀の中三年に「秋九月，蝗。有星孛于西北。戊戌晦，日有蝕之（秋九月，蝗あり。星有りて西北に孛す。戊戌の晦，日 之を蝕む有り）」とある。
⑰是月晦…　『漢書』五行志下之下に「三年九月戊戌晦，日有食之，幾尽（三年九月戊戌の晦，日 之を食する有り，幾ど尽く）」とある。
⑱景帝四年　陳本は，他本によって中元の二字を補い，漢景帝中元四年とする。正和本は漢景帝四年とする。孫本は何ら注を附すことなく漢景帝中元四年とする。正和本にしたがう。前段で中元二年と明記しているので，後段では中元を省略したと見なすことができる。
⑲冬十月晦…　『漢書』景帝本紀の中四年に「十月戊午，日有蝕之（十月戊午，日 之を蝕む有り）」とある。
⑳景帝六年　陳本は，他本によって中元の二字を補い，漢景帝中元六年とする。正和本は漢景帝六年とする。孫本は何ら注を附すことなく漢景帝中元六年とする。正和本にしたがう。前段で中元二年と明記しているので，後段では中元を省略したと見なすことができる。
㉑秋七月晦…　『漢書』五行志下之下に「六年七月辛亥晦，日有食之（六年七月辛亥の晦，日 之を食する有り）」とある。
㉒時帝凡…　『史記』南越列伝に「遂至孝景時，称臣，使人朝請。然南越其居国窃如故号名。其使天子，称王朝命如諸侯（遂に孝景の時に至りて，臣を称し，人をして朝請せしむ。然れども南越は其の国に居りては窃かに故の号名の如し。其の天子に使いするや，王と称し朝命 諸侯の如し）」とある。この武帝六十四年〘前144〙の記事は，『大越史記全書』の改変によって，『史記』南越列伝と同様に解釈することはできなくなっている。あくまでも『大越史記全書』の文脈に沿って解釈する。
㉓後元年　陳本は，他本によって元の一字を補い，漢景帝後元元年とする。正和本は漢景帝後元年につくる。孫本は何ら注を附すことなく漢景帝後元元年とする。正和本にしたがう。（5）【3】㉔の『漢書』五行志下之下に「後元年」とあるように，後元年でも通じる。
㉔秋七月晦…　『漢書』五行志下之下に「後元年七月乙巳，先晦一日，日有食之（後元年七月乙巳，晦に先だつこと一日，日 之を食する有り）」とある。『漢書』景帝本紀の後元年に「秋七月乙巳晦，日有蝕之（秋七月乙巳の晦，日 之を蝕む有り）」とある。『資治通鑑』景帝後元年の秋七月に「乙巳晦，日有食之（乙巳の晦，日 之を食する有り）」とある。『大越史記全書』の記載は，『資治通鑑』の方に近い。ちなみに呉玉貴『資治通鑑疑年録』上海古籍出版社・2019年

に「七月丁丑朔，丙午三十日，乙巳二十九日。…乙巳為月末前一日（七月の丁丑は朔，丙午は三十日，乙巳は二十九日。…乙巳は月末の前一日と為す）」とあるので，『漢書』五行志下之下の記載が正しい。

㉕景帝三年　陳本は，他本によって後元の二字を補い，漢景帝後元三年とする。正和本は漢景帝三年につくる。孫本は何ら注を附すことなく漢景帝後元三年とする。正和本にしたがう。前段で後元年と明記しているので，後段では後を省略したと見なすことができる。

㉖冬十月…　『史記』孝景本紀に「後三年十月，日月皆赤五日（後三年十月，日月の皆 赤きこと五日）」とある。

㉗十二月…　『史記』孝景本紀に「日如紫。五星逆行守太微。月貫天廷中【索隠】天廷即龍星右角也。按石氏星伝曰，龍在左角曰天田，右角曰天廷（日 紫の如し。五星逆行して太微を守る。月 天廷の中を貫く【索隠】天廷は即ち龍星の右角なり。按ずるに石氏星伝に曰わく，龍の左角に在るを天田と曰い，右角を天廷と曰う）」とある。『史記』天官書に「南宮朱鳥，権・衡。衡，太微，三光之廷。匡衛十二星，藩臣【正義】太微宮垣十星，在翼軫地，天子之宮庭，五帝之坐，十二諸侯之府也（南宮は朱鳥，権・衡あり。衡は，太微なり，三光の廷なり。匡衛の十二星は，藩臣なり【正義】太微宮垣の十星は，翼軫の地に在り，天子の宮庭，五帝の坐，十二諸侯の府なり）」とある。

㉘春正月…　『史記』孝景本紀の後三年正月に「甲子，孝景皇帝崩（甲子，孝景皇帝 崩ず）」とある。

㉙春正月晦…　『史記』『漢書』『資治通鑑』に記載なし。この時期に近い日食の記録としては，『漢書』五行志下之下に「武帝建元二年二月丙戌朔，日有食之（武帝の建元二年二月丙戌の朔，日 之を食する有り）」とある。

㉚夏四月…　『漢書』武帝本紀建元二年に「夏四月戊申，有如日夜出（夏四月戊申，日の如き夜に出ずる有り）」とある。『資治通鑑』武帝建元二年に「夏四月戊申，有星如日夜出（夏四月戊申，星有り日の如し，夜に出ず）」とある。『大越史記全書』の記載は，『資治通鑑』の方に近い。

㉛秋七月…　『漢書』武帝本紀建元三年に「秋七月，有星孛于西北（秋七月，星有り西北に孛す）」とある。

㉜九月晦…　『漢書』武帝本紀建元三年に「九月丙子晦，日有蝕之（九月丙子の晦，日 之を蝕ばむ有り）」とある。

㉝帝崩…　陳本・正和本は謚武帝につくる。孫本は謚武として帝字を欠く。また『史記』南越列伝に「至建元四年卒（建元四年に至りて卒す）」とある。

㉞孫胡立　『史記』南越列伝に「佗孫胡為南越王（佗の孫の胡 南越王と為る）」とある。

㉟箕子　『史記』宋微子世家に「於是武王乃封箕子於朝鮮而不臣也（是に於いて武王は乃ち箕子を朝鮮に封じ而して臣とせざるなり）」とある。

㊱泰伯　『史記』呉太伯世家に「太伯之犇荊蛮，自号句呉。荊蛮義之，従而帰之千余家，立為

呉太伯（太伯の荊蛮に犇るや，自ら句呉と号す。荊蛮 之を義とし，従いて之に帰するもの千余家，立てて呉太伯と為す）」とある。

㊲大舜…　『孟子』離婁下に「孟子曰，舜生於諸馮，遷於負夏，卒於鳴条。東夷之人也。文王生於岐周，卒於畢郢。西夷之人也（孟子曰わく，舜は諸馮に生まれ，負夏に遷り，鳴条に卒る。東夷の人なり。文王は岐周に生まれ，畢郢に卒る。西夷の人なり）」とある。

㊳惟徳是…　『尚書』蔡仲之命に「皇天無親，惟徳是輔（皇天は親しむもの無く，惟れ徳を是れ輔く）」とある。

㊴交隣有道　『孟子』梁恵王下に「斉宣王問曰“交鄰国有道乎”。孟子対曰“有”（斉の宣王問いて曰わく“鄰国と交わるに道有るか”。孟子対えて曰わく“有り”）」とある。

㊵守位以仁　『易』繫辞下に「聖人之大宝曰位。何以守位。曰仁（聖人の大宝を位と曰う。何を以ってか位を守る。曰わく仁なり）」とある。

㊶恣睢　『史記』伯夷列伝に「暴戻恣睢【索隠】恣睢謂恣行為睢悪之貌也（暴戻恣睢【索隠】恣睢 謂うこころは行いを恣ままにし睢悪の貌を為すなり）」とある。

㊷伝曰…　『礼記』中庸に「子曰“舜其大孝也与。徳為聖人，尊為天子，富有四海之内。宗廟饗之，子孫保之”。故大徳，必得其位，必得其禄，必得其名，必得其寿（子曰わく“舜は其れ大孝なるかな。徳は聖人為り，尊は天子為り，富は四海の内を有つ。宗廟 之を饗け，子孫 之を保つ”。故に大徳は，必ず其の位を得，必ず其の禄を得，必ず其の名を得，必ず其の寿を得）」とある。

㊸易曰…　『易』謙の彖伝に「謙尊而光，卑而不可踰，君子之終也（謙は尊くして光り，卑けれども踰ゆべからず，君子の終りなり）」とある。

【原文４】

文王　在位十二年，壽五十二歲。

（王感隣以義，卻敵安邊，亦稱願治之君也）

諱胡，仲始之子，武帝之孫也。

丙午，二年（漢建元六年）秋八月，有星孛于東方，長竟天。

閩越王郢侵我邊邑。王守漢約，不擅興兵，使人齎書言其事於漢。漢多義之，大爲發兵，遣王恢出豫章，韓安國出會稽，擊閩越①。淮南王安上書諫曰②「越方外之地，剪髮文身之民，不可以冠帶之國法度理也。自三代之盛，胡粵不受正朔，非強不能服，威不能制，以爲不居之地，不牧之民，不足以煩中國也。今自相攻擊，而陛下發兵救之，是反以中國而勞夷狄也。且越人輕薄反覆，不用法度，非一日之積。一不奉詔，舉兵誅之，臣恐後兵革無時得息也。間者歲比不登，民生未復，今發兵資糧，行數千里，夾以深林叢竹，多蝮蛇猛獸，夏月暑時，歐泄・霍亂之病相隨屬也（歐泄，歐與嘔同。泄，弋掣反，亦吐也③）。曾未施兵接刃，死傷者必衆矣。臣聞“軍旅之後，必有凶年”，言以其愁苦之氣，薄陰陽之和，感天地之精，而災氣爲之生也。陛

下德配天地，澤及草木，一人有饑寒不終其天年而死者，爲之悽愴於心。今方内無狗吠之警，而使甲卒暴露中原，霑漬山谷，邊境之民，早閉晏開，朝不及夕④，臣安竊爲陛下重之。且越人綿力薄材，不能陸戰，及無車騎・弓弩之用，然而不可入者，以保地險，而中國之人不耐其水土也。臣聞道路言“閩越王弟甲弑而殺之，甲已誅死，其民未有所屬”。陛下若使重臣臨存（臨存，以尊適卑曰臨，恤問曰存⑤），施德重賞以招致之，此必攜幼扶老以歸聖德。若無所用之，則存亡繼絕⑥，建其王侯，此必委質爲臣，世共貢職。陛下以方寸之印・丈二之組，填撫方外，不勞一卒，不頓一戟（頓與鈍通），而威德竝行。今以兵入其地，此必震恐，逃入山林，背而去之，則復群聚，留而守之，歷歲經年，則士卒罷勧（勧與倦同），食糧乏絕。一方有急，四面皆聳，臣恐變故之生，奸邪之作，由此始也。臣聞“天子之兵，有征而無戰”，言莫敢較也。如使粵人徼幸以逆執事，廝輿之卒有一不備而歸（廝，析薪者。輿，主駕者，皆賤役之人），雖得越王之首，臣猶羞之。陛下以九州爲家，生民皆爲臣妾。夷狄之地，何足以爲一日之間（間音閑），而煩汗馬之勞乎。詩云“王猷允塞，徐方既來⑦”。言王道甚大，而遠方懷之也。臣安竊恐將吏之以十萬之師，爲一使之任也」。是時，漢兵未踰嶺，閩越王發兵拒險。其弟餘善乃與宗族謀曰「王以擅發兵擊南越不請，故漢發兵來誅。漢兵衆強，卽幸而勝之，後來益多，終滅國而止。不如殺王以謝漢，願罷其兵」。遂殺王郢，使使奉其頭致王恢。恢乃以便宜按兵，告韓安國，而使使奉其頭馳告。漢帝使莊助來諭意于王。王頓首曰「天子爲寡人興兵誅閩越，雖死無以報德」。遣太子嬰齊入質，因謂助曰「國新被寇，使者行矣，寡人方日夜整裝，入見天子」。助還，群臣咸諫于王曰「漢兵誅郢，欲以警動我越⑧。且先帝有言“事漢期無失禮”。要之，不可以說好語（說讀曰悅）入見，不得復歸，亡國之勢也」。王乃稱疾，竟不入見⑨。

丁未，三年（漢元光元年）秋七月晦，日食⑩。

甲寅，十年（漢元朔二年）春三月晦，日食⑪。

乙卯，十一年（漢元朔三年）王病甚。太子嬰齊歸自漢⑫。

丙辰，十二年（漢元朔四年）王薨，謚曰文王。子嬰齊立⑬。

史臣吳士連曰，文王交隣有道⑭，漢朝義之，致爲興兵助擊其讎。又能納諫，稱疾不朝于漢，遵守家法，貽厥孫謀⑮，可謂無忝厥祖矣⑯。

【和訳４】

文王　在位期間は十二年間，その天寿は五十二歳であった。

（文王は義理によって隣国を感化し，敵を撃退して国境を安定させた。太平の世を志した君主だと言える）

諱は胡，仲始の息子で，武帝の孫に当たる。

〘前135〙丙午，文王の二年（漢の建元六年）秋の八月，星が東方にきらめいて，空いっぱいに尾を引いた。

閩越王の郢が，我らの国境近くの街を侵略した。文王は漢との盟約を守り，勝手に出兵せず，使者に書簡を携えさせ，漢に事態を報告した。漢では多くの人々が，文王のおこないは正義に適っていると考え，大がかりな出兵をおこなうことにした。王恢を豫章から出兵させ，韓安国を会稽から出兵させ，閩越を討伐させた①。淮南王の安が②，奏上して諫めるには「越は国外の土地で，刺青に散切り頭の民族ですから，冠を被り帯を締める我々文明国の規範によって治めることはできません。夏・殷・周三代の盛世以来，胡や越が中国の暦を受け入れなかったのは，中国の国力で彼らを征服できなかったのでもなく，国威で制圧できなかったのでもありません。思うにそこが住むに値しない土地であり，彼らが支配するに値しない民族であって，中国の手を煩わすに足らなかったからです。いま自分たちで攻撃し合うのに，陛下が出兵して彼らを救うのでは，かえって中国の人民を夷狄の土地で苦労させることになります。それに越人は軽薄ですぐに裏切るので，中国の法令を適用できないことは，今に始まったことではありません。一度詔に背いたからと言って，挙兵して彼らを誅伐すれば，今後戦争を止められなくなるのでは，とわたくしは心配しております。最近は毎年不作で，人民の生活はまだ回復していません。そうした今，兵士を徴発し食料を集め，行軍すること数千里，そこは密林や竹藪に囲まれ，蝮蛇や猛獣が多くひそんでいます。夏の暑い時期は，嘔吐・霍乱の病が流行します（欧泄，欧は嘔と同様である。泄は，エイと読み，吐くことである③）。武力を行使し刃を交えないうちから，死傷者がきっと多く出るでしょう。わたくしは“戦争の後には，必ず凶作が起こる”と聞いています。それは戦争によって生じた苦悩の気が，陰陽の調和を乱し，天地の精粋を感応させ，それによって厄災の気が生ずるためです。陛下の徳は天地に比肩し，その恩沢は草木にさえも及びます。たった一人の人間が飢え凍え天寿を全うできずに死んだだけでも，陛下はその者のために悲しみます。現在，国内には少しの憂慮もないのに，兵隊を平原でのたれ死にさせ，山谷で水死させることになるのです。辺境に住む人々は，早々に閉門して，なかなか開門せず，朝に夕方の予測がつかない破目に陥るのです④。臣下の安は，勝手ながら陛下のためにこのことを心配しております。それに越人は力も弱ければ頭も悪く，陸上戦が下手であり，車馬・弓弩の使い方を知りません。それでも侵入できないのは，彼らが険しい地形を頼りにしており，中国の人民がその風土に耐えられないからです。わたくしは道端でこのような話を耳にしました“閩越王が弟の甲に弑逆され，甲もすでに誅殺されて，民衆はまだ帰属するところがない状態だ”。陛下がもしも重臣を慰問にやり（臨存，高位の者が下位の者を訪ねることを臨と言う。慰問することを存と言う⑤），恩徳を施し褒美をたくさん与えて彼らを手懐ければ，きっと子供も老人も引き連れて陛下の聖徳にすがることでしょう。もしも彼らを必要となさらないならば，亡んだ国を復興させ，絶えた家柄を継承させ⑥，その地の王侯を立ててやれば，必ず臣下となって献身し，代々貢ぎ物を届けるでしょう。陛下は一寸四方のはんこと一丈二尺の組紐をご準備なさるだけで，国外を鎮

撫し，兵士を一人たりとも苦労させることなく，戟を一本たりともにぶらせることなく（頓は，鈍の意味で用いられている），威徳すら示せるのです。いま兵士を越の地に侵入させれば，越の人民はきっと恐れおののき，山林へ逃げ込むでしょう。撤退すればまた群集するでしょうし，駐屯すれば年月が経つうちに，兵士は疲弊して（勌は，倦と同じ意味である），食糧は枯渇するでしょう。一か所で危急の事態が発生すれば，四方がみな騒ぎ出すでしょう。わたくしは，こうしたことからやがて事変や悪事が始まるのではないかと心配しております。わたくしは“天子の軍隊は，戦わずして征服する”と聞いております。それと言うのも比類ないからです。もしも越人が機に乗じて漢の官員に逆らい，我々の柴刈りやかごかきの一兵卒が，帰還する際に一人でも欠けることになれば（廝は，芝を刈る者である。輿は，駕籠かきである。みな低い身分の者である），越王の首を取ったところで，わたくしはやはり羞ずかしく思います。陛下にとっては中国の九つの州が家であり，人民はみな陛下の奴隷でございます。夷狄の土地ごときに，一日のひまつぶしのため（間は，閑と発音する），馬を走らせ戦役の労苦をとる必要などありません。『詩』に“王様のはかりごとはすべて正しく，徐方はすでに帰服した”とあります⑦。その意味は，王道がとても偉大であるため，遠方の国が帰順したと言うことです。臣下の安は，一人の使者で済む任務を，武人十万の軍隊を用いて行なおうとしているのではないかと，勝手ながら心配しております」。この時，漢の軍隊がまだ山越えをする前に，閩越王は軍隊を派遣して要害の地で守備につかせた。閩越王の弟，余善はなんと一族とたくらんで話し合った。「王様は勝手に出兵して南越を攻撃し，漢の意向を伺わなかった。そのせいで漢が出兵して誅伐にやって来てしまった。漢の軍隊は強くて数も多い。たまたま勝ったとしても，後からどんどんやって来て，結局国が滅亡するまで続くのだ。王様を殺害して漢に謝罪し，軍隊を帰還させてもらえるよう願うしかない」。王の郢を殺害して，使者にその生首を持たせると王恢へ届けさせた。王恢は状況に応じて進軍を止め，韓安国に事情を報告し，また使者にその生首を持たせて急ぎ報告させた。漢帝は，荘助を派遣してやって来させ，文王に聖旨を伝えた。文王は叩頭して言った「天子さまは，やつがれのために出兵して閩越を誅伐して下さいました。死んでもこの恩に報いることはできません」。そして太子の嬰斉を人質に預けることにした。文王は荘助に言った「わが国は侵略を被ったばかりです。ひとまずお帰り下さい。やつがれは昼夜を徹して旅装を整え，天子に謁見へ参ります」。荘助が帰ると，群臣はみな文王を諫めて「漢の軍隊が郢を誅伐したのは，わが越の国を脅迫するためです⑧。それに先帝のお言葉に“漢に仕えるのには，失礼がなければそれでよい”とあります。要するに，甘言につられて（説は，悦と読む），謁見するべきではないと言うことです。二度と帰って来られません。国を亡ぼす趨勢へ向かうことになるでしょう」。文王は病気ということにして，とうとう謁見へ向かわなかった⑨。

〖前134〗丁未，文王の三年（漢の元光元年）秋七月の末日，日食がおきた⑩。

〖前127〗甲寅，文王の十年（漢の元朔二年）春三月の末日，日食がおきた⑪。

〖前126〗乙卯，文王の十一年（漢の元朔三年）文王が重病となった。太子の嬰斉が漢から帰国した⑫。

〖前125〗丙辰，文王の十二年（漢の元朔四年）文王が薨去した。謚（おくりな）を文王とした。息子の嬰斉がその地位に即いた⑬。

史臣の呉士連はこのように述べた。文王は隣国と交際するのに礼儀を守り⑭，漢朝はそのおこないを正義とみなして，文王のために挙兵して敵を討つ手助けをした。また文王は諫言を聞き入れ，病気を装い漢へ謁見に赴かなかった。家法を遵守し，子孫のためを考え⑮，祖先に恥をかかせなかったと言える⑯。

【注４】

①秋八月… 『漢書』武帝本紀の建元六年に「秋八月，有星孛于東方，長竟天。閩越王郢攻南越。遣大行王恢将兵出豫章，大司農韓安国出会稽，撃之。未至，越人殺郢降，兵還（秋八月，星有りて東方に孛し，長く天を竟（わた）る。閩越王の郢（えい）南越を攻む。大行の王恢をして兵を将（ひき）いて豫章を出で，大司農の韓安国をして会稽を出で，之を撃たしむ。未だ至らずして，越人 郢を殺して降り，兵還る）」とある。また『漢書』嚴助列伝に「閩越復興兵撃南越。南越守天子約，不敢擅発兵，而上書以聞。上多其義，大為発興，遣両将軍将兵誅閩越（閩越復た兵を興して南越を撃つ。南越は天子の約を守りて，敢えて擅ままに兵を発さず，書を上りて以って聞す。上は其の義を多とし，大いに発興を為し，両将軍をして兵を将（ひき）いて閩越を誅せしむ）」とある。

②淮南王 陳本は准南王とした上で，淮南王に改める。正和本は准南王につくる。孫本は，陳本にしたがい淮南王に改める。陳本にしたがい淮南王とする。

③欧泄… 陳本は歐興嘔同につくる。正和本・孫本は歐與嘔同につくる。正和本にしたがい，興を與に改める。『漢書』厳助列伝に「欧泄・霍乱之病相随属也【注】師古曰，泄吐也。音弋制反（欧泄・霍乱の病相い随属するなり【注】師古曰わく，泄は吐なり。音は弋制の反）」とある。正和本は，文王の部分について，釈義を最後にまとめて附す。陳本は，それぞれの語句の後に割注として示す形に改める。陳本にしたがう。

④朝不及夕 『春秋左氏伝』襄公十六年の伝に「敝邑之急，朝不及夕（敝邑の急，朝 夕に及ばず）」とある。

⑤臨存… 『周礼』春官・巴人に「凡王弔臨共介鬯【鄭玄注】以尊適卑曰臨（凡そ王の弔臨するには，共に鬯を介す【鄭玄注】尊きを以って卑しきに適くを臨と曰う）」とある。『説文解字』に「存，恤問也（存は，恤問なり）」とある。

⑥則存亡… 『漢書』厳助列伝は「則継其絶世，存其亡国（則ち其の絶世を継がしめ，其の亡国を存せしむ）」とする。

⑦詩曰…　『詩』大雅・常武に「王猶允塞，徐方既来（王の猶は允に塞ち，徐方既に来う）」とある。

⑧漢兵誅郢…　『史記』南越列伝は「漢興兵誅郢，亦行以驚動南越（漢兵を興して郢を誅す，亦た行くは以って南越を驚動せしむ）」とする。

⑨閩越王郢…　この文王二年〖前135〗の記事は，『資治通鑑』武帝建元六年の内容を省略しつつなぞる。なお『資治通鑑』武帝建元六年の部分は，『史記』東越列伝・南越列伝と『漢書』厳助列伝を参照する。

⑩秋七月…　『漢書』五行志下之下に「元光元年二月丙辰晦，日有食之。七月癸未，先晦一日，日有食之（元光元年二月丙辰の晦，日 之を食する有り。七月癸未，晦に先だつこと一日，日 之を食する有り）」とある。『資治通鑑』武帝元光元年は「秋七月癸未，日有食之（秋七月癸未，日 之を食する有り）」とだけあって，二月の日食を記録しない。

⑪春三月…　『漢書』五行志下之下は「元朔二年二月乙巳晦，日有食之（元朔二年二月乙巳の晦，日 之を食する有り）」として，この記事と符合しない。『資治通鑑』武帝元朔二年は「三月乙亥晦，日有食之（三月乙亥の晦，日 之を食する有り）」として，この記事と符合する。

⑫王病甚…　『史記』南越列伝に「後十余歳，胡実病甚。太子嬰斉請帰（後十余歳，胡 実に病甚だし。太子の嬰斉 帰るを請う）」とある。

⑬王薨…　『史記』南越列伝に「胡薨，謚為文王。嬰斉代立（胡薨ず，謚して文王と為す。嬰斉代りて立つ）」とある。

⑭交隣有道　(5)【3】㊴を参照のこと。

⑮貽厥孫謀　『尚書』五子之歌に「明明我祖，萬邦之君。有典有則，貽厥子孫（明明たる我が祖は，萬邦の君。典有り則有り，厥の子孫に貽る）」とある。また『詩』文王有声に「詒厥孫謀，以燕翼子（厥の孫に謀を詒り，以って子を燕翼す）」とある。

⑯忝厥祖　『尚書』太甲上に「祗爾厥辟，辟不辟，忝厥祖（爾の厥の辟たるを祗め，辟 辟たらざれば，厥の祖を忝めん）」とある。

【原文５】

明王　在位十二年。

（王不謹夫婦之端①，釀成國家之亂，無足稱者）

諱嬰齊，文王長子也。

丁巳，元年（漢元朔五年）以呂嘉爲太傅。

己未，三年（漢元狩元年）夏五月晦，日食②。

壬戌，六年（漢元狩四年）春，有星孛于東北。

夏，長星出西方③。

乙丑，九年（漢元鼎元年）

戊辰，十二年（漢元鼎四年）初，王爲世子，入質於漢，在長安娶邯鄲樛氏女，生子興。及即位，乃藏其先帝璽，上書於漢，請立樛氏爲后，興爲世子。漢數使使者諷諭王入朝。王惧入見，要用漢法比內諸侯，王固稱疾不從，乃遣子次公入質。是歲王薨，謚曰明王。子興立④。

【和訳5】

明王　在位期間は十二年間であった。

（明王は，君子のふみ行うべき道の前提となる夫婦の関係を謹まなかったために①，国家の混乱をもたらした。称賛に値しない人物である）

諱は嬰斉，文王の長男である。

〖前124〗丁巳，明王の元年（漢の元朔五年）呂嘉を太傅に任命した。

〖前122〗己未，明王の三年（漢の元狩元年）夏五月の末日，日食がおきた②。

〖前119〗壬戌，明王の六年（漢の元狩四年）春，星が東北にきらめいた。

夏，ほうき星が西方に出現した③。

〖前116〗乙丑，明王の九年（漢の元鼎元年）

〖前113〗戊辰，明王の十二年（漢の元鼎四年）さかのぼること，明王は太子として漢に人質に入っていた。長安において邯鄲の樛氏の娘を娶り，息子の興をもうけていた。即位してからは，あろうことか先帝の玉璽はしまい込んでしまい，漢朝に奏上して，樛氏を后（きさき）とし，興を太子としたいと申し出た。漢朝は幾度も使者を派遣して，明王に対して参内するようそれとなく諭した。明王は謁見しようものなら，きっと漢の法律によって中国の諸侯と同等の処遇を受けることになるだろうと心配した。そこで明王はあくまで病気のふりをして言うことを聞かなかった。息子の次公を人質に入らせた。この年，明王は薨去し，謚（おくりな）を明王とした。息子の興がその地位に即いた④。

【注5】

①夫婦之端　『礼記』中庸に「君子之道，造端乎夫婦，及其至也，察乎天地（君子の道は，端を夫婦に造（な）す，其の至れるに及びて，天地に察（あきら）かなり）」とある。

②夏五月晦…　『漢書』五行志下之下に「元狩元年五月乙巳晦，日有食之（元狩元年五月乙巳の晦，日 之を食する有り）」とある。

③春有星…　『漢書』武帝本紀の元狩四年に「春，有星孛于東北。夏，有長星出于西北（春，星有りて東北に孛す。夏，長星 西北に出ずる有り）」とある。

④初王為…　この明王の十二年〖前113〗の記事は，『史記』南越列伝の内容を省略しつつなぞる。

【原文６】

哀王　在位一年。

（母后宣淫，強臣專國，弱年庸主，何以堪之）

諱興，明王次子也。

是年，王既卽位，尊母樛氏爲太后。初，太后未嫁明王時，嘗與覇陵人安國少季通（安國，姓。少季，名①）。是歳漢使安國少季來，諭王及太后以入朝，比內諸侯。復令辨士諫大夫終軍等宣其辭，勇士魏臣等輔其決②，衞尉路博德將兵屯桂陽待使者。時，王年少，樛后乃漢人。少季至，復與私通焉。國人知之，多不附太后。太后恐亂起，欲倚漢威，數勸王及群臣求內附。卽因漢使者上書，請比內諸侯，三歳一朝，除邊關。漢帝許之，賜王與丞相呂嘉銀印，及內史・中尉・太傅印③，餘得自置。除其故黥劓刑，用漢法，比內諸侯，使者留鎭撫之④。

己巳，元年（漢元鼎五年）王及太后飭治行裝，重齎爲入朝具。時宰相呂嘉年長（長一作老）⑤，歴相三朝，宗族仕官爲長吏者七十餘人⑥，男皆尚公主，女皆嫁王之子弟・宗室，及蒼梧秦王有連，其居國中甚得衆心，愈於王。上書數諫王，王弗聽，因爲叛心，數稱疾，不見漢使者。使者皆注意嘉，勢未能誅。王及太后亦恐嘉等先事發，欲令漢使者權謀誅嘉等⑦，乃置酒請使者飲，大臣皆侍坐飲，嘉弟爲將，將卒居宮外。酒行，太后謂嘉曰「南越內屬，國之利也，而相君若不便者⑧，何也」。以激怒使者。使者狐疑相杖（杖，持也）⑨，遂莫敢發。嘉見耳目非是，卽起而出。太后怒，欲鏦（撞也）嘉以矛，王止之。嘉遂出，介（分也）其弟兵就舍⑩，稱疾不肯見王及使者，陰與大臣謀作亂。王無意誅嘉，嘉知之，以故數月不發。太后欲獨誅嘉，又力不能。漢帝聞嘉不聽命，王及太后孤弱不能制，使者怯無決。又以爲王及太后已內附，獨呂嘉爲亂，不足以興兵，欲使莊參以二千往使。莊參曰「以好往，數人足矣。以武往，二千人無以爲也」。辭不可，漢帝乃罷參。故濟北相韓千秋奮曰「以一區區之越，又有王・太后爲內應，獨丞相呂嘉爲害，願得勇士三百人⑪，必斬嘉以報」。於是漢使千秋與樛太后弟樛樂將二千人往，入越境。呂嘉遂下令國中曰「王年少。太后，本漢人也。又與漢使者亂，專欲內附，盡持先王寶器入獻于漢以自媚，多從人（乃相從之人也）行至長安，虜賣以爲童僕，自取一時之利，無顧趙氏社稷爲萬世計慮之意」。乃與其弟將卒攻王，遂弑王與太后，盡殺漢使者，遣人告蒼梧秦王及諸郡邑，立明王長子術陽侯建德爲王。王已遇害，謚曰哀王。

史臣吳士連曰，哀王之禍，雖出於呂嘉，而實兆于樛后。夫女色之能覆人家國也多端，其兆不可逆覩。故先王必制大婚之禮⑫，必謹夫婦之端⑬，必別嫌明微⑭，必正位內外⑮，必閑出入之防，必備三從之訓⑯，夫然後禍無由至。哀王年少，不能防閑其母，呂嘉當國，內外之事，寧不預知。大國賓至，接之有禮，居之有次，供億有數，館伴有人，何至與母后通也。母后深居宮中，不預外事，有事而出，魚軒翟茀，嬪嫱陪從，何至與使客通也。嘉等與其撲燎原之火於方熾之中，孰若杜禍亂之機於未兆之日之爲愈也。故曰「爲人君而不知『春秋』之義，必蒙首惡之名。爲人臣而不知『春秋』之義，必陷簒弑之罪⑰」。明王・哀王・呂嘉之謂也。

【和訳６】

哀王　在位期間は一年間であった。

（太后は公然と淫行に走り，権臣は国家を独占し，若く凡庸な君主では持ちこたえられるわけがなかった）

諱は興，明王の次男である。

この年，哀王は即位して，母君の樛氏を太后とした。さかのぼること，太后がまだ明王に嫁いでいなかった頃のことである。太后は，覇陵の人である安国少季とかつて好い仲であった（安国は，その姓である。少季は，その名である①）。この年，漢朝の使者として安国少季がやって来て，哀王と太后を説き伏せ，参内して漢朝の諸侯と同等の処遇を受けさせようとした。また弁舌に巧みな諫大夫の終軍らに漢帝の意向を伝えさせ，勇士の魏臣らにその決行を補佐させ②，衛尉の路博徳には軍隊を率いて桂陽に駐屯し，使者を待ちうけさせた。この時，哀王は幼く，樛后は漢側の人物であった。安国少季がやってくると，太后はまた姦通を始めた。この国の人々はその事実を知って，多くは太后に味方しなかった。太后は反乱が起こることを心配し，漢の威光を頼ろうと考え，しばしば王や群臣に内属を願い出てはどうかと勧めた。そこで漢の使者を通じて奏上し，漢朝の諸侯と同等の処遇に服すること，三年に一度参内すること，国境の関所を廃止することを願い出た。漢帝はこれを認めて，哀王と丞相の呂嘉に銀印を，そして内史・中尉・太傅にそれぞれの印章を与え③，その他の官職は自由に任命することを許した。従来のいれずみ・はなそぎの刑罰は廃止して，漢の法律を採用した。国内の諸侯と同等の処遇を受けることとなり，漢朝の使者は駐留して鎮圧に当たった④。

〖前112〗己巳，哀王の元年（漢の元鼎五年）哀王と太后は，旅支度を整え，鄭重な献上品を選び，参内の用意をした。この時，宰相の呂嘉は長老であり（長は，一説に老に作る）⑤，代々三人の王に宰相として仕え，一族のうち仕官して高官にあるものが七十人あまりもいた⑥。男子はみな王女を妻にして，女子はみな王子や王の兄弟・一族に嫁ぎ，蒼梧の秦王とも縁つづきであった。国内における人々からの信頼の厚さは，王にも勝った。奏上してしばしば王様を諫めたが，王様は聴く耳を持たなかった。そこで謀叛の心を抱き，しばしば病気のふりをして，漢朝からの使者と面会しなかった。使者はみな呂嘉に対して用心するようになったが，状勢からみてまだ処罰できないでいた。哀王と太后は，呂嘉たちが先手を打って決起するのではと心配し，漢朝の使者に謀略を用いて呂嘉たちを誅殺させようとした⑦。そこで宴会を設けて漢朝の使者を招待し，大臣たちもみな相伴して飲んだ。呂嘉の弟は将軍であり，兵卒を率いて宮殿の外に待機していた。酒が行き渡ると，太后は呂嘉にこう言った「南越が内属するのは，この国の利益のためです。それなのに，そなたが不利になるとお考えの様子なのは⑧，どうしてですか」。こうやって使者を激怒させようとしたのだった。しかし使者はためらって他人をたよりにして（杖は，持つという意味である）⑨，とうとう誰も手を出す者はなかった。呂嘉はただならぬ気配を見て取り，すぐに立ち去った。太后は怒って，呂嘉を矛

で突き（鏦）刺そうとしたが（鏦は，撞（つ）くという意味である），王様が制止した。呂嘉はとうとう脱出して，弟の兵卒を護衛（介）にして（介は，分けるという意味である）家に帰った⑩。病気のふりをして，王や使者と面会するのを拒否し，ひそかに大臣と反乱を計画した。王様には呂嘉を誅殺する考えはなく，呂嘉もそれを知って，数か月は手を出さなかった。太后はただひとり呂嘉を誅殺しようと目論んでいたが，力関係から不可能であった。漢帝が耳にしたところでは，呂嘉は命令に従わず，哀王と太后は孤立して立場が弱いので彼を抑え込むことができず，使者も臆病で決行しないとのことだった。そこで哀王と太后はすでに帰服しているのだから，呂嘉だけが反乱をおこしたところで，挙兵するには及ばないと考えた。荘参に二千人の兵士を率いて使者の役目を果たさせることにした。荘参はこう述べた「友好のために参るのなら，数人で十分です。敵対のために参るのなら，二千人ではなにもできません」。そして断って承諾しなかったので，漢帝は荘参を免職にした。もと済北の宰相であった韓千秋は奮激して言った「たかがちっぽけな南越のこと，しかも王と太后はこちらの味方で，ただ丞相の呂嘉が面倒を起こしているだけです。私に勇士三百人をお与え下されば⑪，きっと呂嘉を斬ってご報告いたしましょう」。そこで漢の使者韓千秋と樛太后の弟樛楽とに，二千人の兵卒を率いさせ，越国の国境を侵犯させた。呂嘉はとうとう国中に号令して「王は幼い。太后は，もともと漢朝の人間である。しかも漢朝の使者と淫行した。ひたすら漢朝への服属を望み，先王の宝物をすべて持ち出し，参内して漢に献上し媚を売るつもりでいる。たくさんの人を連れて（つまり随行する人である）長安へ行き，捕虜として売り払い奴隷にしてしまう。自身の束の間の利益を求めて，趙氏の国家のことを考えて遠い将来を見据えて策謀を巡らすつもりなどないのだ」と言った。そこで弟と一緒に兵卒を率いて哀王を攻撃し，とうとう哀王と太后を弑逆し，漢朝の使者も皆殺しにし，人をやって蒼梧の秦王と各郡邑に報告させた。明王の長男である術陽侯の建徳を王として擁立した。哀王は殺害されて，哀王と諡（おくりな）された。

史臣の呉士連はこのように述べた。哀王の災難は，呂嘉の起こしたことだけれども，実際には樛后がその発端を作ったのだ。女性の色香が国家を転覆させることは様々で，その発端は予見できない。だから先王は必ず婚礼を制定し⑫，必ず夫婦の関係を謹み⑬，必ず正と不正を分かち，微妙な差異を明らかにし⑭，必ず女性は内にあってその位置を正しくし，男性は外にあってその位置を正しくし⑮，必ず出入りの管理を厳しくし，必ず三従の教訓を守り⑯，そうして災難の訪れる余地をなくしたのだ。哀王は幼く，母を制止することができなかった。呂嘉は国をきりもりしていたのだから，内側の女と外側の男の事情は予知できたはずだ。大国の賓客がやって来て，礼節をわきまえて接待し，その地位に応じた住まいを準備し，物資もしばしば提供し，世話役の人員もいた。それでどうして母后と姦通するに至ったのか。母后は宮中の奥深くに住み，政治に関与していなかった。用事があって出かけるときにも，貴婦人の車に乗って，宮女がかしづいていた。どうして使者と姦通するに至ったのか。呂嘉

たちは，燎原の火がちょうど盛んな時に消しにかかるよりは，むしろ騒動の兆候を未然に防いだ方が良かったのだ。だからこのような言葉がある「君主として『春秋』の大義をわきまえない者は，必ず元凶として悪名を蒙る。臣下として『春秋』の大義をわきまえない者は，必ず簒奪・弑逆を起こす罪に陥いる⑰」。明王・哀王・呂嘉がこれに該当する。

【注6】
①少季名　『史記』南越列伝の索隠に「安国，姓也。少季，名也（安国は，姓なり。少季は，名なり）」とある。『漢書』南粤列伝の注に「師古曰，姓安国，字少季（師古曰わく，姓は安国，字は少季）」とある。『資治通鑑』武帝元鼎四年の胡三省注に「師古曰，姓安国，字少季（師古曰わく，姓は安国，字は少季）」とある。少季を名とする点から見て，『大越史記全書』の割注は，『史記』の索隠に基づいているようだ。
②輔其決　『史記』南越列伝は，決を缺につくり，集解に「徐広曰，一作決（徐広曰わく，一に決に作る）」とある。『漢書』南粤列伝と『資治通鑑』武帝元鼎四年は，決につくる。
③賜王与…　『史記』南越列伝は「賜其丞相呂嘉銀印，及内史・中尉・太傅印（其の丞相の呂嘉に銀印を，及び内史・中尉・太傅に印を賜う）」とする。
④比内諸侯…　陳本は「比内諸侯者皆鎮撫之」とした上で，越史に従い「比内諸侯，使者留鎮撫之」に改める。正和本は「比内諸侯者皆鎮撫之」につくる。孫本は「比内諸侯，使者皆留鎮撫之」とする。越史は「比内諸侯，使者留鎮撫之」につくる。『史記』南越列伝は「比内諸侯。使者皆留填撫之（内諸侯に比ぶ。使者は皆 留まりて之を填撫す）」とする。陳本にしたがう。
⑤長一作老　『史記』南越列伝は「其相呂嘉年長矣（其の相の呂嘉 年長なり）」とする。『漢書』南粤列伝は「相呂嘉年長矣（相の呂嘉 年長なり）」とする。『資治通鑑』武帝元鼎五年は「其相呂嘉年長矣（其の相の呂嘉 年長なり）」とする。越史は年老につくる。
⑥仕官　陳本は仕管につくった上で，仕官に改める。正和本は仕管につくる。孫本はなんら注を附すことなく仕官につくる。陳本にしたがい仕官とする。
⑦欲令…　『史記』南越列伝・『漢書』南粤列伝・『資治通鑑』武帝元鼎五年は，みな令を介につくり「介漢使者権，謀誅嘉等（漢の使者の権に介（よ）りて，嘉等を誅せんと謀る）」とする。
⑧若不便　『史記』南越列伝・『漢書』南粤列伝・『資治通鑑』武帝元鼎五年は，若を苦につくり「而相君苦不便者，何也（而して相君の便ならざるを苦（いと）うは，何ぞやと）」とする。
⑨杖持也　『漢書』李尋列伝に「近臣已不足杖矣【注】師古曰，杖謂倚任也（近臣は已に杖（たの）むに足らず【注】師古曰わく，杖は倚任を謂うなり）」とある。これにしたがい杖について，持つとは解釈せず，たのむと解釈する。
⑩介其弟兵　『史記』南越列伝は「分其弟兵就舎（其の弟の兵を分かちて舎に就く）」として，介を分につくる。『漢書』南粤列伝に「介弟兵就舎【注】李奇曰，介被也。師古曰，介甲也。被

甲而自衛也（弟の兵に介して舎に就く【注】李奇曰わく，介は被なり。師古曰わく，介は甲なり。甲を被りて自衛するなり）」とある。『漢書』の注に従って訳出する。
⑪三百人　『史記』南越列伝は二百人とする。『漢書』南粤列伝・『資治通鑑』武帝元鼎五年は三百人とする。
⑫大婚之礼　『礼記』哀公問に「敬之至矣，大昏為大【孔穎達疏】大昏，謂天子諸侯之昏也（敬の至りは，大昏を大と為す【孔穎達疏】大昏，謂うこころは天子・諸侯の昏なり）」とある。
⑬夫婦之端　（5）【5】①を参照のこと。
⑭別嫌明微　『礼記』礼運に「是故礼者君之大柄也。所以別嫌明微。儐鬼神。考制度。別仁義（是の故に礼は君の大柄なり。嫌を別ち微を明らかにし，鬼神を儐（ひん）し，制度を考え，仁義を別つ所以（ゆえん）なり）」とある。
⑮正位内外　『易』家人の彖伝に「女正位乎内，男正位乎外。男女正，天地之大義也（女は位を内に正し，男は位を外に正す。男女正しきは，天地の大義なり）」とある。
⑯三従　『儀礼』喪服に「婦人有三従之義，無専用之道。故未嫁従父，既嫁従夫，夫死従子（婦人に三従の義有りて，専用の道無し。故に未だ嫁がざれば父に従い，既に嫁がば夫に従い，夫死せば子に従う）」とある。
⑰為人君而…　『史記』太史公自序に「為人君父而不通於『春秋』之義者，必蒙首悪之名。為人臣子而不通於『春秋』之義者，必陥簒弑之誅，死罪之名（人の君父と為りて『春秋』の義に通ぜざる者は，必ず首悪の名を蒙らん。人の臣子と為りて『春秋』の義に通ぜざる者は，必ず簒弑の誅，死罪の名に陥らん）」とある。

【原文７】

術陽王　在位一年。

（趙氏社稷，樛后傾之，本既先拔，末從而顚）

諱建德，明王長子，越妻之子也。

時冬十一月，宰相呂嘉旣立王，而韓千秋兵入境，破數小邑。嘉乃開直道給食①，未至番禺四十里，出兵擊千秋等滅之。使人函封漢使節置塞上（卽大庾嶺名）②。好爲謾辭（欺詐之語也）以謝罪，發兵守要害處。漢帝聞之，遣伏波將軍路博德出桂陽，樓船將軍楊僕出豫章，戈船將軍嚴（名嚴，史失其姓）出零陵，下瀨將軍甲（名甲，史失其姓）下蒼梧，馳義侯貴③（名貴，史失其姓）發夜郎兵，下牂牁江，咸會番禺④。

庚午元年（漢元鼎六年）冬，漢楊僕精兵九千，先陷尋陿⑤，破石門（嘉積石於江，曰石門），得我粟船，因維其船⑥，以數萬人待伏波將軍路博德。博德曰「因道遠後期，與樓船會至番禺」。時有千餘人，遂俱進，楊僕前至番禺。王及嘉皆守城⑦。楊僕自擇便，居東南面，路博德居西北面。會暮，僕攻敗之，縱火燒城。博德不知兵多少⑧，乃爲營，遣使招降者，賜以印綬，復

縱令相招。樓船將軍楊僕力攻⑨，反驅入路博德營軍中⑩。黎（比也）旦⑪，城中皆降。王及嘉與數百人夜走入海。博德又問降者知嘉所在，遣人追之。校尉司馬蘇弘得王，越郎都稽（一作孫都）得嘉。時，下瀨・戈船將軍兵及馳義侯所發夜郎兵未下，而我越已爲路博德・楊僕所平矣（時，我越令三使者牽牛三百頭，攜酒一千鍾，持交趾・九眞・日南三郡戸籍迎降。路博德因拜三使者爲三郡太守，治民如故⑫）。遂以其地爲南海（秦故郡。今明廣東是也）・蒼梧（唐曰鎰州，古甌貉，我越之地）・鬱林（秦桂林郡，漢武更名）・合浦（秦象郡，廉州之屬郡）・交趾・九眞・日南（秦象郡）・珠崖・儋耳（竝在大海中）九郡⑬。自是漢始置刺史・太守。

黎文休曰，呂嘉之諫哀王及樛太后，使毋求爲漢諸侯，毋除邊關，可謂能重越矣。然諫不從，義當盡率群臣於朝廷，面陳帝漢・帝越之利害⑭，庶幾哀王・太后有所感悟。若猶不從，則引咎避位，不爾則用伊霍故事⑮，別選明王子一人代位，使哀王得如太甲・昌邑保全性命，則進退不失。今乃弑其君以逞私怨，又不能以死守國，使越分裂而入臣漢人，則呂嘉之罪有不容誅者矣⑯。

史臣吳士連曰，五嶺之於我越者，是爲險塞，國之門戸，猶鄭之虎牢⑰，虢之下陽也⑱。帝越者固宜設險守國⑲，不可使之失也。趙氏一失其守，國亡統絕，土宇瓜分，我越又分，南北之勢成矣。後有帝王之興，地險已失，復之必難。故徵女王雖能略定嶺南之地，不能據得嶺險，旋底於亡。士王雖復全盛，然猶爲當時諸侯，未正位號，沒後又失之。而丁黎李陳止有交州以南之地，不復趙武之舊，勢使然也。

右趙氏，自武帝起甲午，至術陽王終庚午，凡五世，共九十七年。

「大越史記外紀全書」卷之二終⑳

【和訳７】

術陽王　在位期間は一年間であった。

（趙氏の国家は，樛后のせいで倒壊した。根っこが先に抜かれ，枝も後を追ってひっくり返った）

諱は建徳，明王の長男であり，越人の妻から生まれた息子である。

時に冬の十一月のこと。宰相の呂嘉はすでに術陽王を擁立し，韓千秋の軍隊は国境に侵入して，いくつかの小さな街を攻略していた。呂嘉はなんと一本道を開放して食料の補給を自由にさせた①。そして番禺の手前四十里のところで出兵すると，韓千秋らを攻撃し壊滅させた。漢朝の使者が持っていた割符を箱に封印して大庾嶺（塞上）に置かせた（塞上とは，大庾嶺の名前である）②。でたらめの言葉を並べ立てて（だます言葉である）謝罪した上で，軍隊を出動させて要害の地を守った。漢帝はこの事情を聴いて，伏波将軍の路博徳を桂陽から出動させ，楼船将軍の楊僕を豫章から出動させ，戈船将軍の厳（厳はその名である。その姓は歴史に残らない）を零陵から出動させ，下瀬将軍の甲（甲はその名である。その姓は歴史に残らない）に蒼梧を下らせ，馳義侯の貴③（貴はその名である。その姓は歴史に残らない）に夜郎の兵卒を徴発させ，牂

洞江を下らせた。そして，みなを番禺で合流させた④。

〖前111〗庚午，術陽王の元年（漢の元鼎六年）冬，漢朝の楊僕が率いる九千人の精兵が，まず尋陿を陥落させ⑤，それから石門を攻略し（呂嘉が川に岩を積み上げたもので，これを石門と言った），我々の食糧を積載した船を手に入れると，その船を繋留して⑥，数万人で伏波将軍路博徳の到着を待った。路博徳は「道のりが遠く期日に遅れそうだ。楼船将軍と合流して番禺に向かおう」と言った。その時，路博徳の兵力は千人あまり，結局一緒に進軍することになった。楊僕は前進して番禺に到着した。術陽王と呂嘉は籠城した⑦。楊僕は地の利を選んで，城の東南に陣を敷いた。路博徳は城の西北に陣を敷いた。楊僕は夕暮れに出撃し攻略すると，火を放って城を焼いた。路博徳はどれほどの兵数がいるのか分からないので⑧，陣営を設け，使者をやって投降を呼びかけ，降服した者には任官の印綬を授けた上で，また釈放して他のものにも投降するように呼びかけさせた。楼船将軍の楊僕は力の限り攻撃し⑨，南越軍を路博徳の陣営に追い込んだ⑩。明け方に（黎）なると（黎は，比（およ）ぶという意味である）⑪，城を挙げて降伏した。術陽王と呂嘉は，夜闇にまぎれて数百人を連れて海へと逃亡した。路博徳は投降者に問いただして呂嘉の所在を突き止め，彼を追跡させた。校尉司馬の蘇弘が術陽王を捕え，南越の郎官の都稽（一説に孫都とする）が呂嘉を捕えた。この時，下瀬将軍・戈船将軍の軍隊や，馳義侯が徴発した夜郎の軍隊はまだ出発していなかったが，我が越国は路博徳・楊僕に平定されてしまった（この時，我が越国は三人の使者に，牛三百頭，酒一千鍾，交趾・九真・日南三郡の戸籍を携えさせ，彼らを迎え入れて降伏した。路博徳は三人の使者を三郡の太守に任命し，これまでと同じように庶民を統治させた⑫）。とうとう南越の地を，南海（秦以来の旧郡である。現在では明の広東に当たる）・蒼梧（唐では益州と言った。古の甌貉である。我々越の地である）・鬱林（秦では桂林郡と言った。漢の武帝が改名した）・合浦（秦では象郡と言った。廉州の属郡である）・交趾・九真・日南（秦では象郡と言った）・珠崖・儋耳（どちらも海の中にある）の九郡とした⑬。これより漢は刺史・太守を設置するようになった。

黎文休はこのように述べた。呂嘉が，哀王と樛太后を諫めて，漢朝の諸侯となり国境の関所を撤廃しようとするのを阻止したのは，越国を思ってのことだと言える。しかし諫めて聞き届けられなければ，大義として当然，朝廷であらゆる群臣を動員し，漢に皇帝として君臨する者と，越に皇帝として君臨する者の利害を面と向かって説き伏せ⑭，哀王と太后が悟るのに期待すべきであった。それでも聞き届けられなければ，引責して辞任するか，或いは伊尹や霍光の事例に従い⑮，ほかに聡明な王子をひとり選出して代替わりさせ，太甲や昌邑王のように哀王の命を保障していれば，八方塞がりにはならなかっただろう。現実には君主を弑逆して私怨を晴らし，しかも国を死守することもできなかった。越国を分裂させ漢人の臣下にさせたのは，それこそ呂嘉の罪であり，誅伐を回避することはできなかった⑯。

史臣の呉士連はこのように述べた。五嶺は我々越の地にとっての要塞である。この国の門

戸であって，鄭国の虎牢⑰・虢国の下陽のようなものである⑱。越の地に皇帝として君臨する者は，もちろんしっかりと要害の地を固めて国を守り⑲，これを喪失してはいけない。趙氏が守備を破られると，その国家は滅亡し王室は絶え，国土は分裂した。わが越の地もまた分裂して，南北の勢力が生まれた。後世，帝王が現れるも要害の地はすで失われており，それを回復することは極めて困難であった。だから徴女王は嶺南の地を平定しおおせたものの，五嶺の険峻を頼みにすることができず，瞬く間に滅亡した。士王は越の地を全盛期まで回復させたが，当時の諸侯のひとりに過ぎず，正式に帝号を名乗らなかった。そして没後には再びその地を喪失した。そして丁・黎・李・陳は，ただ交州以南の土地を占めるのみで，趙武帝のかつての版図を回復できなかったのは，国勢がそうさせたのである。

以上は趙氏の時代，武帝の甲午〚前207〛から，術陽王の庚午〚前111〛までである。五代にわたり，合計九十七年間であった。

「大越史記外紀全書」巻二　終わり⑳

【注７】

①開直道　『史記』南越列伝・『漢書』南粵列伝は「直開道（直ちに道を開く）」とする。『資治通鑑』武帝元鼎五年は「開直道」につくる。この部分について，『大越史記全書』の記載は，『資治通鑑』に基づいていると見なせる。

②塞上　『史記』秦始皇本紀三十三年の正義に「『輿地志』云，一曰臺嶺，亦名塞上，今名大庾（『輿地志』に云わく，一に曰わく臺嶺，亦た塞上と名づく，今 大庾と名づく）」とある。

③馳義侯貴　『史記』南越列伝に「馳義侯【集解】徐広曰，越人也，名遺（馳義侯【集解】徐広曰わく，越人なり，名は遺）」とあり，『漢書』武帝本紀に「越馳義侯遺【注】応劭曰，亦越人也（越の馳義侯の遺【注】応劭曰わく，亦た越人なり）」とあり，『資治通鑑』武帝元鼎五年に「越馳義侯遺（越の馳義侯の遺）」とあるように，みな名を貴ではなく遺とする。

④時冬…　この段は『資治通鑑』武帝元鼎五年の内容を省略しつつなぞる。

⑤尋陿　『史記』南越列伝は尋陝につくる。『漢書』南粵列伝・『資治通鑑』武帝元鼎六年は尋陿につくる。

⑥因維其船　『史記』南越列伝・『漢書』南粵列伝は「因推而前（因りて推して前む）」につくる。なお『資治通鑑』武帝元鼎六年には，この部分は見られない。

⑦守城　陳本・正和本は守城につくる。孫本が「城」字を欠くのは誤りである。

⑧博徳不知　『史記』南越列伝は「越素聞伏波名，日暮不知其兵多少（越は素より伏波の名を聞く，日暮れ其の兵の多少を知らず）」とし，南越が伏波将軍の兵数がどれほどか分からなかったとする。

⑨將軍楊僕…　正和本は，將軍楊僕力攻から有不容誅者矣までを欠く。陳本は，天理大学蔵

本によって補う。孫本は何も指摘しない。

⑩營軍中　陳本がこの部分の底本とする天理大学蔵本は「中」字を欠く。陳本は『史記』『漢書』『資治通鑑』に基づいて「中」字を加え營軍中とする。孫本は，陳本にしたがい「中」字を加える。

⑪黎旦　『史記』南越列伝は「犂旦【索隠】鄒氏云，犂一作比，比音必至反。然犂即比義。又解犂黒也，天未明尚黒時也（旦に犂んで【索隠】鄒氏云わく，犂は一に比に作る，比の音は必至の反。然るに犂は即ち比の義なり。又た犂は黒なりと解し，天の未だ明けず尚お黒き時なり）」とする。『漢書』南粤列伝は遅旦につくる。『資治通鑑』武帝元鼎六年は黎旦につくる。

⑫我越令…　『水経注』葉楡河に「越王令二使者齎牛百頭・酒千鍾，及二郡民戸口簿，詣路将軍。乃拝二使者為交阯・九真太守（越王は二使者をして牛百頭・酒千鍾，及びに二郡の民の戸口簿を齎さしめ，路将軍に詣る。乃ち二使者を拝して交阯・九真太守と為す）」とある。陳本がすでに指摘している。

⑬遂以其地…　『漢書』南粤列伝に「遂以其地為儋耳・珠崖・南海・蒼梧・鬱林・合浦・交阯・九真・日南九郡（遂に其の地を以って儋耳・珠崖・南海・蒼梧・鬱林・合浦・交阯・九真・日南の九郡と為す）」とある。

⑭帝漢　西山本『大越史記』の注に「帝漢疑誤，臣漢方是（漢に帝すは疑うらくは誤りなり，漢に臣す方に是なり）」とある。陳本がすでに指摘している。ひとまず帝漢のままで解釈する。

⑮伊霍故事　周の伊尹は太甲を追放し，悔い改めたところで再び復位させた。漢の霍光は，伊尹に倣い昌邑王を廃位した。『春秋左氏伝』襄公二十一年の伝に「伊尹放大甲而相之，卒無怨色【杜預注】太甲，湯孫也。荒淫失度，伊尹放之桐宮三年，改悔而復之，而無恨心（伊尹は大甲を放ちて之を相とし，卒に怨色無し【杜預注】太甲は，湯の孫なり。荒淫 度を失い，伊尹 之を桐宮に放つこと三年，悔いを改めて之に復し，恨む心無し）」とある。『漢書』霍光列伝に「光曰，“今欲如是，於古嘗有此否”。延年曰，“伊尹相殷，廃太甲以安宗廟，後世称其忠。将軍若能行此，亦漢之伊尹也”（光曰わく“今是くの如くせんと欲するに，古に於いて嘗て此れ有るや否や”。延年曰わく“伊尹 殷に相たりて，太甲を廃して以って宗廟を安んじ，後世其の忠を称す。将軍若し能く此れを行わば，亦た漢の伊尹なり”）」とある。

⑯不容誅　『漢書』王莽列伝に「悪不忍聞，罪不容誅（悪は聞くに忍びず，罪は誅を容れず）」とある。

⑰鄭之虎牢　『春秋左氏伝』襄公二年の伝に「会于戚，謀鄭故也。孟献子曰“請城虎牢以偪鄭”。知武子曰“善”（戚に会するは，鄭の故を謀るなり。孟献子曰わく“請う虎牢に城きて以って鄭に偪らん”。知武子曰わく“善し”）」とある。

⑱虢之下陽　『春秋左氏伝』僖公二年の伝に「晋卜偃曰，“虢必亡矣。亡下陽不懼，而又有功”（晋の卜偃曰わく“虢は必ず亡びん。下陽を亡いて懼れず，又た功有り”）」とある。

⑲設険守国　『易』習坎の彖伝に「王公設険，以守其国（王公は険を設けて，以って其の国を守る)」とある。
⑳大越史記…　陳本は大越史記全書外紀巻之二終につくる。正和本は大越史記外紀全書巻之二終につくる。孫本はこの一行を欠く。正和本にしたがう。

※これはJSPS科研費・基盤研究（C)「ベトナム漢文学の研究」課題番号：JP21K00468の助成をうけたものである。